

- 了者の取扱に關する請願(足鹿覺君紹介)(第六八五号)
- 四九 高等學校の定時制教育及び通信教育に關する予算増額に關する請願(中村時雄君紹介)(第七二七号)
- 五〇 長野県に東京天文台の七十四インチ反射望遠鏡設置の請願(松平忠久君紹介)(第八一〇号)
- 五一 国立芸術センター設置の請願(竹尾武君紹介)(第八七六号)
- 五二 戦争犠牲者慰霊の日制定に關する請願(小笠公昭君紹介)(第八七七号)
- 五三 公立學校事務職員待遇改善に關する請願(橋本登美三郎君紹介)(第八七八号)
- 五四 高等學校の定時制教育及び通信教育に關する予算増額に關する請願(野依秀市君紹介)(第八七九号)
- 五五 写真師法制定に關する請願(小泉純也君紹介)(第九〇八号)
- 五六 へき地教育振興予算増額に關する請願(伊藤郷一君紹介)(第九二〇号)
- 五七 国立芸術センター設置の請願(坂田道太君紹介)(第一〇三八号)
- 五八 姫川小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一六八号)
- 五九 同(森三樹二君紹介)(第一一六九号)
- 六〇 兜沼小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一七〇号)
- 六一 同(森三樹二君紹介)(第一一七一七号)
- 六二 中当縁小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一二七二号)
- 六三 同(森三樹二君紹介)(第一一七三三号)
- 六四 川合小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一七四四号)
- 六五 同(森三樹二君紹介)(第一一七五五号)
- 六六 北山小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一七六六号)
- 六七 同(森三樹二君紹介)(第一一七七七号)
- 六八 富岡小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一七八八号)
- 六九 同(森三樹二君紹介)(第一一九九〇号)
- 七〇 駒生小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一九〇〇号)
- 七一 同(森三樹二君紹介)(第一一九一〇号)
- 七二 二俣小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一九二〇号)
- 七三 同外一件(森三樹二君紹介)(第一一九三〇号)
- 七四 鶴城小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一九四〇号)
- 七五 同(森三樹二君紹介)(第一一九五〇号)
- 七六 南嶺小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一九六〇号)
- 七七 同(森三樹二君紹介)(第一一九七〇号)
- 七八 南小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一一九八〇号)
- 七九 同(森三樹二君紹介)(第一一九九〇号)
- 八〇 花石小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二〇〇〇号)
- 八一 同(森三樹二君紹介)(第一二〇一〇号)
- 八二 当別中学校川下分校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二〇二〇号)
- 八三 同(森三樹二君紹介)(第一二〇三〇号)
- 八四 福豊小、中学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(橋路節雄君紹介)(第一二〇四〇号)
- 八五 同外一件(森三樹二君紹介)(第一二〇五〇号)
- 八六 越丘小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二〇六〇号)
- 八七 同(森三樹二君紹介)(第一二〇七〇号)
- 八八 聚富小学校にへき地教育振興法適用の請願外二件(橋路節雄君紹介)(第一二〇八〇号)
- 八九 同(森三樹二君紹介)(第一二〇九〇号)
- 九〇 神明小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(橋路節雄君紹介)(第一二一〇〇号)
- 九一 同外一件(森三樹二君紹介)(第一二一一〇号)
- 九二 猿払小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二一二〇号)
- 九三 同(森三樹二君紹介)(第一二一三〇号)
- 九四 栄森小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二一四〇号)
- 九五 同(森三樹二君紹介)(第一二一五〇号)
- 九六 愛知小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二一六〇号)
- 九七 同(森三樹二君紹介)(第一二一七〇号)
- 九八 小倉山小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二一八〇号)
- 九九 同(森三樹二君紹介)(第一二一九〇号)
- 一〇〇 湖南小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二二〇〇号)
- 一〇一 同(森三樹二君紹介)(第一二二一〇号)
- 一〇二 平和小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二二二〇号)
- 一〇三 同(森三樹二君紹介)(第一二二三〇号)
- 一〇四 尺忍小学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一二二四〇号)
- 一〇五 同(森三樹二君紹介)(第一二二五〇号)
- 一〇六 斜内小学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二二六〇号)
- 一〇七 幌似小学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二二七〇号)
- 一〇八 大成小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二二八〇号)
- 一〇九 内路小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二二九〇号)
- 一一〇 元地小学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二三〇〇号)
- 一一一 芽登小学校旭丘分校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一三一一〇号)
- 一一二 梨野舞納小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一三一二〇号)
- 一一三 桂沢小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一三二三〇号)
- 一一四 桂沢小、中学校菊田分校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一三三四〇号)
- 一一五 育良小学校上御料分校にへき地教育振興法適用の請願(橋路節雄君紹介)(第一三三五〇号)
- 一一六 国立芸術センター設置の請願(牧野良三君紹介)(第一二六九号)
- 一一七 五大市の中学校舎不足整備費等増額に關する請願(米田吉盛君紹介)(第一二七〇号)
- 一一八 へき地教育振興法に基き分校並びに準級、複式學校教育振興に關する請願(並木芳雄君紹介)(第一二九一〇号)
- 一九 同(今澄勇君紹介)(第一二九二〇号)
- 二〇 同(和田博雄君紹介)(第一二九三〇号)
- 二一 同(辻政信君紹介)(第一二九四〇号)
- 二二 西部小学校にへき地教育振興法適用の請願(森三樹二君紹介)(第一二九五〇号)

- 興法適用の請願（南好雄君紹介）
（第一二九五号）
- 二三 同（辻政信君紹介）（第一二九六号）
- 二四 西二又小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一二九七号）
- 二五 同（辻政信君紹介）（第一二九八号）
- 二六 徳田小学校多根分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一二九九号）
- 二七 同（辻政信君紹介）（第一三〇〇号）
- 二八 第二南大香小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三〇一号）
- 二九 同（辻政信君紹介）（第一三〇二号）
- 三〇 櫛比小学校小石分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三〇三号）
- 三一 同（辻政信君紹介）（第一三〇四号）
- 三二 寺山小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三〇五号）
- 三三 同（辻政信君紹介）（第一三〇六号）
- 三四 神造第二小、中学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三〇七号）
- 三五 同（辻政信君紹介）（第一三〇八号）
- 三六 大福寺小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三〇九号）
- 三七 同（辻政信君紹介）（第一三一〇号）
- 一三八 三室小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三一一号）
- 一三九 同（辻政信君紹介）（第一三一二号）
- 一四〇 小山小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三一三号）
- 一四一 同（辻政信君紹介）（第一三一四号）
- 一四二 西部小学校須賀分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三一五号）
- 一四三 同（辻政信君紹介）（第一三一六号）
- 一四四 俣等小、中学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三一七号）
- 一四五 同（辻政信君紹介）（第一三一八号）
- 一四六 犀川小学校大平沢分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三一九号）
- 一四七 同（辻政信君紹介）（第一三二〇号）
- 一四八 神野小学校摩之瀬分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三二一号）
- 一四九 同（辻政信君紹介）（第一三二二号）
- 一五〇 能登部小学校後山分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三二三号）
- 一五一 同（辻政信君紹介）（第一三二四号）
- 一五二 湯涌小学校河内分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三二五号）
- 一五三 同（辻政信君紹介）（第一三二六号）
- 一五四 上中小、中学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三二七号）
- 一五五 同（辻政信君紹介）（第一三二八号）
- 一五六 佐々渡小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三二九号）
- 一五七 同（辻政信君紹介）（第一三三〇号）
- 一五八 女原小学校及び瀬戸分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三三一号）
- 一五九 同（辻政信君紹介）（第一三三二号）
- 一六〇 飯塚小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三三三号）
- 一六一 同（辻政信君紹介）（第一三三四号）
- 一六二 西保小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三三五号）
- 一六三 同（辻政信君紹介）（第一三三六号）
- 一六四 宮地小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三三七号）
- 一六五 同（辻政信君紹介）（第一三三八号）
- 一六六 柳田小学校十郎原分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三三九号）
- 一六七 同（辻政信君紹介）（第一三四〇号）
- 一六八 宮地小学校柏木分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三四一号）
- 一六九 同（辻政信君紹介）（第一三四二号）
- 一七〇 岩車小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三四三号）
- 一七一 同（辻政信君紹介）（第一三四四号）
- 一七二 中齊小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三四五号）
- 一七三 同（辻政信君紹介）（第一三四六号）
- 一七四 瑞穂小学校本木分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三四七号）
- 一七五 同（辻政信君紹介）（第一三四八号）
- 一七六 西部小学校南分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三四九号）
- 一七七 同（辻政信君紹介）（第一三五十号）
- 一七八 西部小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三五一号）
- 一七九 同（辻政信君紹介）（第一三五二号）
- 一八〇 熊野小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三五三号）
- 一八一 同（辻政信君紹介）（第一三五四号）
- 一八二 向田小学校島別所分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三五五号）
- 一八三 同（辻政信君紹介）（第一三五六号）
- 一八四 本原小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三五七号）
- 一八五 同（辻政信君紹介）（第一三五八号）
- 一八六 仁行小学校与呂見分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三五九号）
- 一八七 同（辻政信君紹介）（第一三六〇号）
- 一八八 曾山小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三六一号）
- 一八九 同（辻政信君紹介）（第一三六二号）
- 一九〇 内尾小、中学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一三六三号）
- 一九一 同（辻政信君紹介）（第一三六四号）
- 一九二 写真師法制定に関する請願（上林山栄吉君紹介）（第一三七四号）
- 一九三 同（池田清志君紹介）（第一三七五号）
- 一九四 同（山口好一君紹介）（第一三七六号）
- 一九五 京都国際学生寮建設費補助に関する請願（小川半次君紹介）（第一三八〇号）
- 一九六 散田小学校所司原分校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一四〇二号）
- 一九七 同（辻政信君紹介）（第一四〇三号）
- 一九八 滝又小学校に、き地教育振興法適用の請願（南好雄君紹介）（第一四〇四号）
- 一九九 同（辻政信君紹介）（第一四〇五号）
- 二〇〇 鶴巻第一小学校久手川分校

- にへき、地教育振興法適用の請願
(南好雄君紹介)(第一四〇六号)
二〇一 同(辻政信君紹介)(第一四
〇七号)
二〇二 北志雄小学校見砂分校にへ
き、地教育振興法適用の請願(南好
雄君紹介)(第一四〇八号)
二〇三 同(辻政信君紹介)(第一四
〇九号)
二〇四 荒谷小、中学校にへき、地教
育振興法適用の請願(南好雄君紹
介)(第一四一〇号)
二〇五 同(辻政信君紹介)(第一四
一一号)
二〇六 洲衛小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四一二号)
二〇七 同(辻政信君紹介)(第一四
一三三号)
二〇八 片谷小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四一四号)
二〇九 同(辻政信君紹介)(第一四
一五号)
二一〇 浦上小学中屋分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四一六号)
二一一 同(辻政信君紹介)(第一四
一七号)
二一二 浦上小学油池分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四一八号)
二一三 同(辻政信君紹介)(第一四
一九号)
二一四 久保小学校奥池分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四二〇号)
二一五 同(辻政信君紹介)(第一四
二一号)
二一六 大内小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四二二号)
二一七 同(辻政信君紹介)(第一四
二三三号)
二一八 久保小学校金間分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四二四号)
二一九 同(辻政信君紹介)(第一四
二五号)
二二〇 十一屋町小学校平栗分校に
へき、地教育振興法適用の請願(南
好雄君紹介)(第一四二六号)
二二一 同(辻政信君紹介)(第一四
二七号)
二二二 深瀬小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四二八号)
二二三 同(辻政信君紹介)(第一四
二九号)
二二四 中宮小学校温泉分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四三〇号)
二二五 同(辻政信君紹介)(第一四
三一号)
二二六 鉦打小学校須久保分校にへ
き、地教育振興法適用の請願(南好
雄君紹介)(第一四三二号)
二二七 同(辻政信君紹介)(第一四
三三三号)
二二八 北莊小学校野田分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四三四号)
二二九 同(辻政信君紹介)(第一四
三五号)
二三〇 福島小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四三六号)
二三一 同(辻政信君紹介)(第一四
三七七号)
二三二 真脇小学校羽根分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四三八号)
二三三 同(辻政信君紹介)(第一四
三九号)
二三四 富樫小学校坪野分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四四〇号)
二三五 同(辻政信君紹介)(第一四
四一四号)
二三六 東部中学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四四二号)
二三七 同(辻政信君紹介)(第一四
四三三号)
二三八 野崎小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四四四号)
二三九 同(辻政信君紹介)(第一四
四五号)
二四〇 菅谷小学校風谷分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四四六号)
二四一 同(辻政信君紹介)(第一四
四七号)
二四二 我谷小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四四八号)
二四三 同(辻政信君紹介)(第一四
四九号)
二四四 磯目小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四五〇号)
二四五 同(辻政信君紹介)(第一四
五一五号)
二四六 北河内小学校にへき、地教育
振興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四五二号)
二四七 同(辻政信君紹介)(第一四
五三三号)
二四八 北袋小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四五四号)
二四九 同(辻政信君紹介)(第一四
五五号)
二五〇 諸岡小学校築見分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四五六号)
二五一 同(辻政信君紹介)(第一四
五七号)
二五二 黒川小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四五八号)
二五三 同(辻政信君紹介)(第一四
五九号)
二五四 犀川中学校見定分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四六〇号)
二五五 同(辻政信君紹介)(第一四
六一号)
二五六 瀬風小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四六二号)
二五七 同(辻政信君紹介)(第一四
六三三号)
二五八 上湯川小学校にへき、地教育
振興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四六四号)
二五九 同(辻政信君紹介)(第一四
六五号)
二六〇 櫛比小学校猿橋分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四六六号)
二六一 同(辻政信君紹介)(第一四
六七号)
二六二 不動寺小学校園富分校にへ
き、地教育振興法適用の請願(南好
雄君紹介)(第一四六八号)
二六三 同(辻政信君紹介)(第一四
六九号)
二六四 秋吉小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四七〇号)
二六五 同(辻政信君紹介)(第一四
七一七号)
二六六 伊久留小、中学校にへき、地
教育振興法適用の請願(南好雄君
紹介)(第一四七二号)
二六七 同(辻政信君紹介)(第一四
七三三号)
二六八 中宮小、中学校にへき、地教
育振興法適用の請願(南好雄君紹
介)(第一四七四号)
二六九 同(辻政信君紹介)(第一四
七五号)
二七〇 中宮小学校鈴原分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四七六号)
二七一 同(辻政信君紹介)(第一四
七七七号)
二七二 馬渡小学校にへき、地教育振
興法適用の請願(南好雄君紹介)
(第一四七八号)
二七三 同(辻政信君紹介)(第一四
七九号)
二七四 松渡小学校駒渡分校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四八〇号)
二七五 同(辻政信君紹介)(第一四
八一七号)
二七六 鶴巻第二小、中学校にへき、
地教育振興法適用の請願(南好雄
君紹介)(第一四八二号)
二七七 同(辻政信君紹介)(第一四
八三三号)
二七八 西部中学校にへき、地教育振

興法適用の請願（辻政信君紹介）

（第一四八四号）

二七九 仁行小学校に、き地教育振

興法適用の請願（辻政信君紹介）

（第一四八五号）

二八〇 へき地教育振興法に基き分

校並びに準級、複式学校教育振興

に関する請願（牧野良三君紹介）

（第一四八六号）

二八一 同外一件（赤城宗徳君紹

介）（第一四八七号）

二八二 同（廣瀬正雄君紹介）（第

一四八八号）

二八三 同（藤枝泉介君紹介）（第

一四八九号）

二八四 同（南好雄君紹介）（第一

四九〇号）

二八五 同（松澤雄蔵君紹介）（第

一四九一号）

二八六 同（瀧田彌三君紹介）（第

一四九二号）

二八七 写真師法制定に関する請願

（徳田與吉郎君紹介）（第一五〇五

号）

二八八 同（栗山博君紹介）（第一

五〇六号）

二八九 同（荻野豊平君紹介）（第

五〇七号）

二九〇 同（八百板正君紹介）（第

五〇八号）

二九一 同（芳賀真君紹介）（第一

五〇九号）

二九二 同（三鍋義三君紹介）（第

五一〇号）

二九三 福原小学校に、き地教育振

興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五一三号）

二九四 砂ヶ森小学校に、き地教育

振興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五三二号）

二九五 川除小学校小曲分校に、き

地教育振興法適用の請願（淡谷悠

蔵君紹介）（第一五三三号）

二九六 武田小学校開拓地分校に、

き地教育振興法適用の請願（淡谷

悠蔵君紹介）（第一五三四号）

二九七 奥戸小学校材木分校に、き

地教育振興法適用の請願（淡谷悠

蔵君紹介）（第一五三五号）

二九八 中野次小学校に、き地教育

振興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五三六号）

二九九 岩坂小学校に、き地教育振

興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五三七号）

三〇〇 大和小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（淡谷悠蔵君

紹介）（第一五三八号）

三〇一 蓮川小学校に、き地教育振

興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五三九号）

三〇二 豊月小学校に、き地教育振

興法適用の請願（淡谷悠蔵君紹

介）（第一五四〇号）

三〇三 栄森小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五四一号）

三〇四 大成小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五四二号）

三〇五 神明小学校に、き地教育振

興法適用の請願外一件（永井勝次

郎君紹介）（第一五四三号）

三〇六 芽登小学校旭丘分校に、き

地教育振興法適用の請願（永井勝

次郎君紹介）（第一五四四号）

三〇七 平和小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五四五号）

三〇八 猿払小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五四六号）

三〇九 北山小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五四七号）

三一〇 堀川小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五四八号）

三一 元地小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五四九号）

三一二 兜沼小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五五〇号）

三二三 小倉山小、中学校に、き地

教育振興法適用の請願（永井勝次

郎君紹介）（第一五五一号）

三二四 幌促小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五五二号）

三二五 内路小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五五三三号）

三二六 中島小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次

郎君紹介）（第一五五四号）

三二七 愛知小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五五五号）

三二八 川合小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五五六号）

三二九 斜内小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五五七号）

三三〇 富岡小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五五八号）

三三一 鶴城小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五五九号）

三三二 南線小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五六〇号）

三三三 花石小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五六一号）

三三四 南小学校に、き地教育振興

法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五六二号）

三三五 尺忍小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五六三三号）

三三六 二俣小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願外一件（永井

勝次郎君紹介）（第一五六四号）

三三七 育良小学校上御料分校に、

き地教育振興法適用の請願（永井

勝次郎君紹介）（第一五六五号）

三三八 湖南小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五六六号）

三三九 桂沢小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五六七号）

三三〇 福豊小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願外一件（永井

勝次郎君紹介）（第一五六八号）

三三一 緑丘小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五六九号）

三三二 聚富小学校に、き地教育振

興法適用の請願（永井勝次郎君紹

介）（第一五七〇号）

三三三 駒生小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（永井勝次郎

君紹介）（第一五七一号）

三三四 当別中学校川下分校に、き

地教育振興法適用の請願（永井勝

次郎君紹介）（第一五七二号）

三三五 真室川小学校春木分校に、

き地教育振興法適用の請願（松澤

雄蔵君紹介）（第一五七三三号）

三三六 白岩小、中学校に、き地教

育振興法適用の請願（松澤

雄蔵君紹介）（第一五七四号）

三三七 真室川小学校栗谷沢分校に

き地教育振興法適用の請願（松

澤雄蔵君紹介）（第一五七五号）

三三八 金山小学校朴山分校に、き

地教育振興法適用の請願（松澤雄

蔵君紹介）（第一五七六号）

三三九 金山小学校三枝分校に、き

地教育振興法適用の請願（松澤雄

蔵君紹介）（第一五七七号）

三四〇 日新小学校柏木山分校及び

休場分校に、き地教育振興法適用

の請願（松澤雄蔵君紹介）（第一

五七八号）

三四一 漆川第四小学校に、き地教

育振興法適用の請願（松澤雄蔵君

紹介）（第一五七九号）

三四二 漆川第四小学校南文分校に

き地教育振興法適用の請願（松

澤雄蔵君紹介）（第一五八〇号）

三四三 富沢小学校界田分校に、き

地教育振興法適用の請願（松澤雄

蔵君紹介）（第一五八一号）

三四四 月山小学校に、き地教育

振興法適用の請願（松澤雄蔵君紹

介）（第一五八二号）

三四五 田代小学校に、き地教育振

興法適用の請願（松澤雄蔵君紹

介）（第一五八三三号）

三四六 豊田小学校曲川分校に、き

- 地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五八四号)
- 三四七 真室川小学校三浦分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五八五号)
- 三四八 白岩小、中学校幸生銅山分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五八六号)
- 三四九 月山沢中学校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五八七号)
- 三五〇 岩根沢小学校に、き地教育振興法適用の請願外一件(松澤雄藏君紹介)(第一五八八号)
- 三五一 送橋小学校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五八九号)
- 三五二 古口小学校蔵岡分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九〇号)
- 三五三 沼田小学校泉丘分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九一号)
- 三五四 新庄小学校飛田分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九二号)
- 三五五 長沢小学校大平分校及び幅分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九三三号)
- 三五六 安楽減小学校差首鍋分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九四号)
- 三五七 漆川第三小学校古寺分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九五号)
- 三五八 大谷小学校大塚山分校外二箇分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九六号)
- 三六〇 上郷小学校杉山分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九八号)
- 三六一 漆川第五小学校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一五九九号)
- 三六二 月山沢小学校志津分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一六〇〇号)
- 三六三 升形小学校前波分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一六〇一号)
- 三六四 西五百川小学校大井木分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一六〇二号)
- 三六五 川並小、中学校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一六〇三三号)
- 三六六 三和小学校廿屋分校に、き地教育振興法適用の請願(松澤雄藏君紹介)(第一六〇四号)
- 三六七 へき地教育振興法に基き分校並びに単級、複式学校教育振興に関する請願(保科善四郎君紹介)(第一六〇五号)
- 三六八 同(中村英男君紹介)(第一六〇六号)
- 三六九 同(淡谷悠藏君紹介)(第一六〇七号)
- 三七〇 同(西村力彌君紹介)(第一六〇八号)
- 三七一 同(永井勝次郎君紹介)(第一六〇九号)
- 三七二 写真師法制定に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第一六一九号)
- 三七三 同(植木庚子郎君紹介)(第一六一三〇号)
- 三七四 同(内田常雄君紹介)(第一六一三一号)
- 三七五 同(熊谷憲一君紹介)(第一六一三二号)
- 三七六 同(井手以蔵君紹介)(第一六一三三三号)
- 三七七 同(今澄勇君紹介)(第一六一三四号)
- 三七八 同(松永東君紹介)(第一六一三五号)
- 三七九 同(野田武夫君紹介)(第一六一三六号)
- 三八〇 同(大石武一君紹介)(第一六一三七七号)
- 三八一 同(野依秀市君紹介)(第一六一三八八号)
- 三八二 同(本名武君紹介)(第一六一三九号)
- 三八三 同(前田正男君紹介)(第一六一四〇号)
- 三八四 高等学校の定時制教育及び通信教育に関する予算増額等に関する請願(佐竹新市君紹介)(第一六一四一七号)
- 三八五 玉沢小学校玉沢分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一四四号)
- 三八六 同(佐々木三三君紹介)(第一六一四五五号)
- 三八七 小泉小学校姥ヶ嶺分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一六六号)
- 三八八 同(佐々木三三君紹介)(第一六一六七七号)
- 三八九 大衡第一小学校奥田分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一六八八号)
- 三九〇 同(佐々木三三君紹介)(第一六一六九九号)
- 三九一 伊里前小学校上沢分校に、き地教育振興法適用の請願外二件(保科善四郎君紹介)(第一六一七〇号)
- 三九二 同(佐々木三三君紹介)(第一六一七一七号)
- 三九三 花山小学校大笹分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一七二二号)
- 三九四 同(佐々木三三君紹介)(第一六一七三三号)
- 三九五 沢辺小学校姉崎分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一七四四号)
- 三九六 同(佐々木三三君紹介)(第一六一七五五号)
- 三九七 村田小学校東足分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一七六六号)
- 三九八 同(佐々木三三君紹介)(第一六一七七七号)
- 三九九 網長小学校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一七八八号)
- 四〇〇 同(佐々木三三君紹介)(第一六一七九九号)
- 四〇一 女川第三小学校御前分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一八〇〇号)
- 四〇二 同(佐々木三三君紹介)(第一六一八一七号)
- 四〇三 支倉小学校小沢分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一八二二号)
- 四〇四 同(佐々木三三君紹介)(第一六一八三三号)
- 四〇五 女川第一小学校高白分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一八四四号)
- 四〇六 同(佐々木三三君紹介)(第一六一八五五号)
- 四〇七 東浜小学校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一八六六号)
- 四〇八 同(佐々木三三君紹介)(第一六一八七七号)
- 四〇九 東浜中学校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一六一八八八号)
- 四一〇 同外一件(佐々木三三君紹介)(第一六一八九九号)
- 四一一 小野小学校西福田分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一一九〇〇号)
- 四一二 同(佐々木三三君紹介)(第一一九〇一七号)
- 四一三 玉沢小学校豊沢分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一一九〇二二号)
- 四一四 同(佐々木三三君紹介)(第一一九〇三三号)
- 四一五 玉沢小学校太沢分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一一九〇四四号)
- 四一六 同(佐々木三三君紹介)(第一一九〇五五号)
- 四一七 玉沢小学校横須賀分校に、き地教育振興法適用の請願(保科善四郎君紹介)(第一一九〇六六号)
- 四一八 川崎小学校に、き地教育振興法適用の請願(佐々木三三君紹介)(第一一九〇七七号)
- 四一九 川崎小学校腹帯分校に、き地教育振興法適用の請願(佐々木三三君紹介)(第一一九〇八八号)

- 四二〇 川崎小学校青根分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一六九号）
四二一 川崎小学校野上分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七〇号）
四二二 川崎小学校本砂金分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七一〇号）
四二三 川崎小学校小野分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七二〇号）
四二四 川崎小学校川内分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七三〇号）
四二五 川崎小学校前川分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七四〇号）
四二六 川崎小学校鎌倉分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七五〇号）
四二七 川崎小学校小松倉分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七六〇号）
四二八 中津山第一小学校高須賀分
校に、き地教育振興法適用の請願
（佐々木更三君紹介）（第一七〇七
号）
四二九 戸倉小学校藤沢分校に、き
地教育振興法適用の請願（佐々木
更三君紹介）（第一七〇八号）
四三〇 高等学校の定時制教育及
び通信教育に関する予算増額等に
関する請願（岡良一君紹介）（第一
七四五号）
四三一 写真師法制定に関する請願
（松前重義君紹介）（第一七四六号）
四三二 同（小平久雄君紹介）（第一
七四七号）
四三三 同（淡谷悠蔵君紹介）（第一
七四八号）
四三四 同（白井莊一君紹介）（第一
七四九号）
四三五 同（小川半次君紹介）（第一
七五〇号）
四三六 へき地教育振興法に基き分
校並びに単級、複式学校教育振興
に関する請願外一件（高村坂彦君
紹介）（第一七五一号）
四三七 北山小学校に、き地教育振
興法適用の請願（伊藤郷一君紹介）
（第一七八九号）
四三八 兜沼小学校に、き地教育振
興法適用の請願（伊藤郷一君紹介）
（第一七九〇号）
四三九 梨野舞納小、中学校に、き
地教育振興法適用の請願（伊藤郷
一君紹介）（第一七九一号）
四四〇 聚賢小学校に、き地教育振
興法適用の請願（伊藤郷一君紹介）
（第一七九二号）
四四一 尺忍小学校に、き地教育振
興法適用の請願（伊藤郷一君紹介）
（第一七九三号）
四四二 真室川小学校栗谷沢分校に
へき地教育振興法適用の請願（西
村力弥君紹介）（第一七九四号）
四四三 白岩小、中学校細分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村
力弥君紹介）（第一七九五号）
四四四 湊川第四小学校に、き地教
育振興法適用の請願（西村力弥君
紹介）（第一七九六号）
四四五 湊川小学校南又分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一七九七号）
四四六 沼田小学校泉丘分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一七八八号）
四四七 新庄小学校飛田分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一七九九号）
四四八 送瀨小学校に、き地教育振
興法適用の請願（西村力弥君紹介）
（第一八〇〇号）
四四九 岩根沢小学校に、き地教育
振興法適用の請願（西村力弥君紹
介）（第一八〇一号）
四五〇 日新小学校柏木分校及び休
場分校に、き地教育振興法適用の
請願（西村力弥君紹介）（第一八〇
二号）
四五一 西五百川小学校大舟木分校
に、き地教育振興法適用の請願
（西村力弥君紹介）（第一八〇三号）
四五二 真室川小学校春木分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村
力弥君紹介）（第一八〇四号）
四五三 升形小学校前渡分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八〇五号）
四五四 真室川小学校三滝分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村
力弥君紹介）（第一八〇六号）
四五五 月山沢小学校志津分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村
力弥君紹介）（第一八〇七号）
四五六 湊川第五小学校に、き地教
育振興法適用の請願（西村力弥君
紹介）（第一八〇八号）
四五七 大蔵小学校藤田沢分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村
力弥君紹介）（第一八〇九号）
四五八 大谷小学校大暮山分校外二
箇分校に、き地教育振興法適用の
請願（西村力弥君紹介）（第一八一
〇号）
四五九 湊川第三小学校右寺分校に
へき地教育振興法適用の請願（西
村力弥君紹介）（第一八一一号）
四六〇 安楽減小学校差首鍋分校に
へき地教育振興法適用の請願（西
村力弥君紹介）（第一八一二号）
四六一 長沢小学校大平分校及び幅
分校に、き地教育振興法適用の請
願（西村力弥君紹介）（第一八一三
号）
四六二 古口小学校蔵岡分校に、き
何教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八一四号）
四六三 月山沢中学校に、き地教育
振興法適用の請願（西村力弥君紹
介）（第一八一五号）
四六四 豊田小学校曲川分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八一六号）
四六五 白岩小、中学校幸生銅山分
校に、き地教育振興法適用の請願
（西村力弥君紹介）（第一八一七号）
四六六 田代小学校に、き地教育振
興法適用の請願（西村力弥君紹介）
（第一八一八号）
四六七 富沢小学校界田分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八一九号）
四六八 上郷小学校杉山分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八二〇号）
四六九 月山沢小学校に、き地教育
振興法適用の請願（西村力弥君紹
介）（第一八二一号）
四七〇 金山小学校三枝分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八二二号）
四七一 金山小学校朴山分校に、き
地教育振興法適用の請願（西村力
弥君紹介）（第一八二三号）
四七二 へき地教育振興法に基き分
校並びに単級、複式学校教育振興
に関する請願（岡良一君紹介）（第
一八三六号）
四七三 写真師法制定に関する請願
（水谷長三郎君紹介）（第一八三七
号）
四七四 同（薄田美朗君紹介）（第一
八三八号）
四七五 五大市の中学校舎不足整備
費等増額に関する請願（米田吉盛
君紹介）（第一八三九号）
四七六 育英事業予算に関する請願
（佐々木更三君紹介）（第一八四〇
号）
四七七 福島小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一八六八号）
四七八 西保小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一八六九号）
四七九 散田小学校所司原分校に、き
地教育振興法適用の請願（岡良
一君紹介）（第一八七〇号）
四八〇 荒谷小、中学校に、き地教
育振興法適用の請願（岡良一君紹
介）（第一八七一号）
四八一 我谷小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一八七二号）
四八二 大内小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一八七三号）
四八三 片谷小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一八七四号）
四八四 菅谷小学校風谷分校に、き
地教育振興法適用の請願（岡良一
君紹介）（第一八七五号）

- 四八五 東部中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八七六号)
- 四八六 鷺目小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八七七号)
- 四八七 野崎小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八七八号)
- 四八八 富樫小学校坪野分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八七九号)
- 四八九 真福小学校羽根分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八〇号)
- 四九〇 不動寺小学校国重分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八一号)
- 四九一 西部小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八二号)
- 四九二 飯塚小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八三号)
- 四九三 西部小学校南分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八四号)
- 四九四 西部小学校須賀分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八五号)
- 四九五 宮地小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八六号)
- 四九六 宮地小学校柏木分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八七号)
- 四九七 中津小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八八号)
- 四九八 能登部小学校後山分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八八九号)
- 四九九 湯涌小学校河内分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九〇号)
- 五〇〇 馬渡小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九一号)
- 五〇一 神造第二小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九二号)
- 五〇二 大福寺小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九三号)
- 五〇三 徳田小学校多根分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九四号)
- 五〇四 中宮小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九五号)
- 五〇五 伊久留小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九六号)
- 五〇六 中宮小学校原分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九七号)
- 五〇七 中宮小学校温泉分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九八号)
- 五〇八 深瀬小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一八九九号)
- 五〇九 十一屋町小学校平栗分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇〇号)
- 五一〇 久保小学校金間分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇一号)
- 五一一 西又小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇二号)
- 五一二 久保小学校奥池分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇三号)
- 五一三 浦上小学校池田分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇四号)
- 五一四 浦上小学校中屋分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇五号)
- 五一五 内尾小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇六号)
- 五一六 滝又小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇七号)
- 五一七 松渡小学校駒渡分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇八号)
- 五一八 西部中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九〇九号)
- 五一九 地打小学校須久保分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一〇号)
- 五二〇 北庄小学校野田分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一一号)
- 五二一 厚川中学校見定分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一二号)
- 五二二 瀬川小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一三号)
- 五二三 北袋小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一四号)
- 五二四 北河内小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一五号)
- 五二五 黒川小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一六号)
- 五二六 諸岡小学校深見分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一七号)
- 五二七 曾山小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一八号)
- 五二八 佐々波小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九一九号)
- 五二九 神野小学校藤之瀬分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二〇号)
- 五三〇 三室小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二一号)
- 五三一 櫛比小学校猿満分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二二号)
- 五三二 上湯川小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二三号)
- 五三三 第二南大寺小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二四号)
- 五三四 櫛比小学校小石分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二五号)
- 五三五 寺山小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二六号)
- 五三六 鶴巻第二小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二七号)
- 五三七 小山小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二八号)
- 五三八 秋吉小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九二九号)
- 五三九 女原小学校及び瀬戸分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三〇号)
- 五四〇 上中小、中学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三一号)
- 五四一 犀川小学校大平沢分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三二号)
- 五四二 北志雄小学校見砂分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三三号)
- 五四三 鶴巻第一小学校久手川分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三四号)
- 五四四 仁行小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三五号)
- 五四五 本原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(岡良一君紹介)(第一九三六号)
- 五四六 仁行小学校与呂見分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三七号)
- 五四七 熊野小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三八号)
- 五四八 瑞穂小学校本木分校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九三九号)
- 五四九 岩軍小学校にへき地教育振興法適用の請願(岡良一君紹介)(第一九四〇号)

五五〇 柳田小学校十郎原分校に、
き地教育振興法適用の請願（岡良
一君紹介）（第一九四一號）
五五一 俵等小、中学校に、き地教
育振興法適用の請願（岡良一君紹
介）（第一九四二號）
五五二 洲部小学校に、き地教育振
興法適用の請願（岡良一君紹介）
（第一九四三號）
五五三 西部小学校三ヶ分校に、き
地教育振興法適用の請願（岡良一
君紹介）（第一九四四號）
五五四 向田小学校島別所分校に、
き地教育振興法適用の請願（岡良
一君紹介）（第一九四五號）
五五五 産休補助教員設置の制度化
促進に関する請願（小牧次生君紹
介）（第一九七三號）
五五六 へき地教育振興法に基き分
校並びに単級、複式学校教育振興
に関する請願（八木一男君紹介）
（第一九七四號）
五五七 同（小金義照君紹介）（第二
〇二六號）
五五八 同（秋田大助君紹介）（第二
〇二七號）
五五九 学員師法制定に関する請願
（小松幹君紹介）（第一九七五號）
五六〇 同（木下哲君紹介）（第二〇
二三號）
五六一 同（松浦周太郎君紹介）（第
二〇二四號）
五六二 同（竹山祐太郎君紹介）（第
二〇二五號）
五六三 学校給食に従事する給食作
業員の身分、給与等の取扱に關す
る請願（野原寛君紹介）（第一九七
六號）
五六四 高等学校の定時制教育及び

通信教育に関する予算増額等に関
する請願（藤本捨助君紹介）（第二
〇二八號）
五六五 田原小学校植之川分校に、
き地教育振興法適用の請願（八木
一男君紹介）（第二〇二九號）
五六六 水間小学校に、き地教育振
興法適用の請願（八木一男君紹
介）（第二〇三〇號）
五六七 黒澤第二小学校に、き地
教育振興法適用の請願（八木一男
君紹介）（第二〇三三號）
五六八 黒澤中学校釜本分校に、き
地教育振興法適用の請願（八木一
男君紹介）（第二〇四四號）
五六九 鬼籠野小学校一之坂分校に
へき地教育振興法適用の請願（秋
田大助君紹介）（第二〇五〇號）
五七〇 総堂小学校に、き地教育振
興法適用の請願（秋田大助君紹介）
（第二〇五一號）
五七一 井内谷小学校吹分校に、き
地教育振興法適用の請願（秋田大
助君紹介）（第二〇五二號）
五七二 川奥小学校に、き地教育振
興法適用の請願（藤本捨助君紹介）
（第二〇五三號）
五七三 下笠居小学校亀水分校及び
青葉分校に、き地教育振興法適用
の請願（藤本捨助君紹介）（第二〇
五四號）
五七四 手島第二小学校に、き地教
育振興法適用の請願（藤本捨助君
紹介）（第二〇五五號）
五七五 岩黒小、中学校に、き地教
育振興法適用の請願（藤本捨助君
紹介）（第二〇五六號）
五七六 福田小学校吉田分校に、き
地教育振興法適用の請願（藤本捨

助君紹介）（第二〇五七號）
五七七 塩江小学校桃川分校に、き
地教育振興法適用の請願（藤本捨
助君紹介）（第二〇五八號）
五七八 四海小学校小島分校に、
き地教育振興法適用の請願（藤本
捨助君紹介）（第二〇五九號）
五七九 安原小学校戸石分校に、き
地教育振興法適用の請願（藤本捨
助君紹介）（第二〇六〇號）
五八〇 苗羽小学校田浦分校に、き
地教育振興法適用の請願（藤本捨
助君紹介）（第二〇六一號）
五八一 屋島小学校浦生分校に、き
地教育振興法適用の請願（藤本捨
助君紹介）（第二〇六二號）
五八二 小養小学校に、き地教育振
興法適用の請願（藤本捨助君紹介）
（第二〇六三號）
五八三 南小学校に、き地教育振興
法適用の請願（藤本捨助君紹介）
（第二〇六四號）
五八四 梶似小学校に、き地教育振
興法適用の請願（伊藤郷一君紹介）
（第二〇六五號）
五八五 へき地教育振興法に基き分
校並びに単級、複式学校教育振興
に関する請願（榎木庚子郎君紹介）
（第二〇八五號）
五八六 同（小枝一雄君紹介）（第二
〇八六號）
五八七 同（藤本捨助君紹介）（第二
一二二號）
五八八 産休補助教員設置の制度化
促進に関する請願（北山愛郎君紹
介）（第二〇八七號）
五八九 高等学校の定時制教育及び
通信教育に関する予算増額等に関
する請願（熊谷憲一君紹介）（第二

一二〇號）
五九〇 育英事業予算額に関する請
願（愛知源一君紹介）（第二一二
一號）
五九一 へき地教育振興法に基き分
校並びに単級、複式学校教育振興
に関する請願（辻原弘市君紹介）
（第二一七三號）
五九二 育英事業予算増額に関する
請願（保科善四郎君紹介）（第二一
七四號）
五九三 日の丸の日及び靖国の日制
定に関する請願（真崎勝次君紹
介）（第二一七五號）
五九四 八幡小学校室川分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二一九〇號）
五九五 八幡小学校に、き地教育振
興法適用の請願外三件（辻原弘市
君紹介）（第二一九一號）
五九六 八幡小学校上湯川分校に、
き地教育振興法適用の請願（辻原
弘市君紹介）（第二一九二號）
五九七 八幡小学校三田分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二一九三號）
五九八 八幡小学校宮川分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二一九四號）
五九九 八幡小学校湯井分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二一九五號）
六〇〇 大熊小学校に、き地教育振
興法適用の請願（辻原弘市君紹
介）（第二一九六號）
六〇一 八幡小学校湯川分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二一九七號）
六〇二 川上第一中学校上初湯川分

校に、き地教育振興法適用の請願
（辻原弘市君紹介）（第二一九八
號）
六〇三 櫻川小学校に、き地教育振
興法適用の請願（辻原弘市君紹
介）（第二一九九號）
六〇四 上初湯川小学校に、き地教
育振興法適用の請願（辻原弘市君
紹介）（第二二〇〇號）
六〇五 高根小学校に、き地教育振
興法適用の請願（辻原弘市君紹
介）（第二二〇一號）
六〇六 敷屋小学校高山分校及び篠
尾分校に、き地教育振興法適用の
請願（辻原弘市君紹介）（第二二〇
二號）
六〇七 小川中学校田川分校に、き
地教育振興法適用の請願（辻原弘
市君紹介）（第二二〇三號）
六〇八 衣深小学校に、き地教育振
興法適用の請願（辻原弘市君紹介）
（第二二〇四號）
六〇九 殿原小学校に、き地教育振
興法適用の請願（辻原弘市君紹
介）（第二二〇五號）
六一〇 上山路中学校丹生ノ川分校
に、き地教育振興法適用の請願
（辻原弘市君紹介）（第二二〇六
號）
六一一 丹生ノ川小学校に、き地教
育振興法適用の請願（辻原弘市君
紹介）（第二二〇七號）
六一二 北小学校に、き地教育振興
法適用の請願（辻原弘市君紹介）
（第二二〇八號）
六一三 五郷小学校三瀬川分校に、
き地教育振興法適用の請願（辻原
弘市君紹介）（第二二〇九號）
六一四 竜神中学校大熊分校に、き

- 地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一〇号）
- 六一五 北山第三小学校に、き地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一一号）
- 六一六 飯沼小学校に、き地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一二号）
- 六一七 笠松小学校及び猪谷分校に、き地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一三号）
- 六一八 小川小学校に、き地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一四号）
- 六一九 石垣小学校糸川分校に、き地教育振興法適用の請願（辻原弘市君紹介）（第二二一五号）
- 六二〇 産休補助教員設置の制度化促進に関する請願（床次徳二君紹介）（第二二三〇号）
- 六二一 産休補助教員設置の制度化促進に関する請願（平田ヒデ君紹介）（第二二三一四号）
- 六二二 志楽小学校松尾分校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二二三三五号）
- 六二三 新舞鶴小学校多門院分校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二二三三六号）
- 六二四 田井小学校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二二三三七号）
- 六二五 丸山小学校及び大浦中学校丸山分校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二二三三八号）
- 六二六 中筋小学校真倉分校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二二三三九号）
- 六二七 大丹生小学校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二三四〇号）
- 六二八 池内小学校岸谷分校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二三四一四号）
- 六二九 青井小学校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二三四二四号）
- 六三〇 野原小学校に、き地教育振興法適用の請願（柳田秀一君紹介）（第二三四三四号）
- 六三一 神代小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四四四号）
- 六三二 日生小学校大多府分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四五五号）
- 六三三 下津井中学校松島分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四六六号）
- 六三四 全間小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四六七号）
- 六三五 神島外中学校飛島分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四八八号）
- 六三六 飛島小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三四八九号）
- 六三七 加茂小、中学校倉見分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五〇号）
- 六三八 真鍋中学校六島分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五一一号）
- 六三九 三須小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五二二号）
- 六四〇 二川小学校杉成分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五三三号）
- 六四一 富山小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五四四号）
- 六四二 近衛小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五五五号）
- 六四三 羽出小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五六六号）
- 六四四 小泉小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五七七号）
- 六四五 見明戸小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五八八号）
- 六四六 福南小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三五九九号）
- 六四七 大内小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六〇〇号）
- 六四八 中野小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六一一〇号）
- 六四九 保曾小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六二二〇号）
- 六五〇 宇戸谷小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六三三〇号）
- 六五一 宇頭小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六四四〇号）
- 六五二 下津井小、中学校釜島分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六五五〇号）
- 六五三 宇垣小学校小田分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六六六〇号）
- 六五四 越畑小学校及び香北中学校越畑分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六七七〇号）
- 六五五 津川小学校入川分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六八八〇号）
- 六五六 北木小学校橘分校外二箇分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三六九九〇号）
- 六五七 明治小学校片瀬分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七〇〇号）
- 六五八 美山小学校東水砂分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七一一〇号）
- 六五九 三國東小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七二二〇号）
- 六六〇 日生小学校麗久居分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七三三〇号）
- 六六一 日生小学校鴻島分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七四四〇号）
- 六六二 伊部小学校久井分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七五五〇号）
- 六六三 頭島小学校に、き地教育振興法適用の請願外一件（山崎始男君紹介）（第二三七六六〇号）
- 六六四 隅方西小学校阿部山分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七七七〇号）
- 六六五 有漢小学校精華分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七七八〇号）
- 六六六 阿口小学校及び皆部中学校阿口分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三七七九〇号）
- 六六七 里仁小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八〇〇号）
- 六六八 黒岩小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八一一〇号）
- 六六九 終南小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八二二〇号）
- 六七〇 戸小学校奥津川分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八三三〇号）
- 六七一 愛善小学校柳平分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八四四〇号）
- 六七二 堺小学校黒木分校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八五五〇号）
- 六七三 博日小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八六六〇号）
- 六七四 足見小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八七七〇号）
- 六七五 布賀小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八八八〇号）
- 六七六 三國西小学校に、き地教育振興法適用の請願（山崎始男君紹介）（第二三八九九〇号）
- 六七七 宇真師法制定に関する請願（田口長治郎君紹介）（第二四〇一〇号）

地教育振興法適用の請願（阿左美

介)(第三四五〇号)

介)(第三四六三号)

八七一 同（高村坂彦君紹介）（第三

介)(第三六五八号)

九四九 學校保健法制定に關する請願(久野忠治君紹介)(第四四一九号)
九五〇 電波通信高等學校設立の請願(渡邊良夫君紹介)(第四四三九号)
九五一 竹野小学校此代分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四九号)
九五二 上宮津小学校辛皮分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六〇号)
九五三 市原野小学校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六一号)
九五四 豊榮小学校加石分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六二号)
九五五 中川小学校外三箇校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六三号)
九五六 精華小学校第一分校及び第二分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六四号)
九五七 俊明小学校北原分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六五号)
九五八 俊明小学校橋谷分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四六六号)
九五九 野間小学校味土野小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六七号)
九六〇 中上林小学校五泉分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六八号)

九六一 奥上林小学校老富分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四六九号)
九六二 川台小学校大原分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七〇号)
九六三 八樹小学校及び花背第二中学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七一七号)
九六四 田井小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七二七号)
九六五 青井小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七三三号)
九六六 静原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七四四号)
九六七 志楽小学校松尾分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七五五号)
九六八 上宇川小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七六六号)
九六九 東八田小学校於与岐分校及び黒谷分校にへき地教育振興法適用の請願外二件(川崎末五郎君紹介)(第四四七七七号)
九七〇 下宇川小学校袖志分校にへき地教育振興法適用の請願(川崎末五郎君紹介)(第四四七八八号)
九七一 大丹生小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四七九号)
九七二 丸山小学校及び大浦中学校

丸山分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八〇号)
九七三 野原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八一七号)
九七四 下栗野小学校外二箇分校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四八二七号)
九七五 公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願(小林信一君紹介)(第四四八六六号)
九七六 學校保健法制定に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第四四八九七号)
九七七 原小学校にへき地教育振興法適用の請願外一件(川崎末五郎君紹介)(第四四九〇六号)
九七八 へき地教育振興法に基き分校並びに單級、複式學校教育振興に關する請願(柳田秀一君紹介)(第四四九一七号)
九七九 磯小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九二八号)
九八〇 豊榮小学校力石分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九三九号)
九八一 五箇小学校成路分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九四〇号)
九八二 湊小学校蒲井分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九五一号)
九八三 木子小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九五二号)
九八四 世屋下小学校にへき地教育

振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八三三号)
九八五 世屋上小学校駒倉分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八四四号)
九八六 竹野小学校此代分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八五五号)
九八七 下宇川小学校袖志分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八六六号)
九八八 養老小学校遊見分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八七七号)
九八九 上宮津小学校辛皮分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八八八号)
九九〇 俊明小学校橋谷分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四八九九号)
九九一 川合小学校大原分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九一〇号)
九九二 奥上林小学校老富分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九二一号)
九九三 中上林小学校五泉分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九三二号)
九九四 下栗野小学校外二箇分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九四三号)
九九五 大原小学校百井分校及び尾見分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九五四号)
九九六 八樹小学校及び花背第二中学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九五五号)

九七七 市原野小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九六六号)
九七八 久多小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九七七号)
九九九 静原小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九八八号)
一〇〇〇 小野郷小中学校及び同小学校大森分校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四四九九九号)
一〇〇一 水尾小学校にへき地教育振興法適用の請願(柳田秀一君紹介)(第四五〇〇〇号)
○佐藤委員長 これより會議を開きます。
まず、請願審査小委員長より小委員の審査の結果の御報告を願います。
請願審査小委員長山崎始男君。
○山崎(始)委員 小委員会の審査の結果を御報告いたします。
昨二十八日に小委員会を開會、文部當局よりの意見をも聴取し、各委員は慎重審議の結果、次の通り決定いたしました。
請願日程中、議院の會議に付することを要するものとして採択し、採択の上内閣に送付すべきものと決定したものは、第一から第四、第九から第十三、第十六、第十七、第二十三から第三十三、第三十五から第四十五、第四十八、第五十一、第五十三、第五十六、第五十七、第六十六から第七十一、第九十五、第九十八から第九十九、第一百八十六、第三百六十七から第三百七

一、第四百三十六、第四百七十二、第四百七十五、第四百七十六、第五百五十六から第五百五十八、第五百六十三、第五百八十五から第五百八十七、第五百九十九から第五百九十二、第六百八十一、第八百七十五、第九百十六、第九百三十八から第九百四十、第九百四十九、第九百七十五、第九百七十六、第九百七十八。議院の議決を要しないものと決定したものは、次の通りであります。第五、第十八。

その他の請願は、いずれも保留すべきものとし、その審査を延期いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 たいだいま山崎小委員長より請願の審査の結果の報告を聴取いたしました。この際、お諮りいたします。当委員会は、請願について小委員長長の報告通りに決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお陳情書は公報で御承知のごとく、当委員会に参考送付されておりますので、御報告いたしておきます。

○佐藤委員長 次に、日本学校給食会法案を議題といたします。質疑を許します。永山忠則君。

○永山委員 評議員は理事と同じような公務員になるわけですか。

○小林(行)政府委員 法案の第三章、評議員会十五人以下に規定してございますが、評議員は理事と異なりまして、これは公務員の資格は与えなかつてもりでございます。

○永山委員 評議員の待遇はどういうようになつておりますか。

○小林(行)政府委員 評議員につきましても、これは役員と違ひまして、別に俸給その他は与へないことになつております。

○永山委員 不良品なんかを処分する場合に評議員会にかけるのでござい

ますか。

○小林(行)政府委員 従来学校給食会の輸入いたしました脱脂粉乳につきましても、荷揚げ港で、たとえば横浜で厚生省の公衆衛生局の係官によつて検査をされます。その検査の結果不良品であるというふうになりましても、業者を指定されて入札をして払い下げるということをしていたしております。これは直接給食会の方でタッチしてやつておるといふことはありません。従つてその問題につきましても、この給食会の評議員会が当然に参与するということにはいたしておりません。

○永山委員 倉庫から配給する場合に

おいてはこれが検査をいたしますが、さらに各所に分散して倉庫に納めま

すが、その後において不良品であるかどうかという問題が起きましたときにはその検査はだれが立ち会つてどうい

うにやるのでございませうか。

○小林(行)政府委員 給食会で受けま

して府県に配給したあとで、地方の倉庫に入つてから不良品になるという

ような場合には、大休学校給食関係は保健所と連絡を密にしてやるということにいたしておりますので、学校給食会の業務として、たとえば不良品があつた場合の廃棄というふうなことに

ついて、給食会の方でやるということ

はございせん。従つて保健所なりあるいはその監督をしております県の衛生部というものが関与することになるわけでございます。

○永山委員 不良品に対してその横流しの問題等が往々にして耳に入るわけ

でございませうので、特に配給後における不良品の処置に對しては、やはり給食会が指導の立場に立たれて、県当局あるいは保健所と密接なる連絡を

もつて十分これが処置をはかられたい

と考へておるのでございませうが、さら

に不良品の扱下げは、いわゆる公共団体でありますか、一般業者に払い下げをするということになるのでござい

ますか。

○小林(行)政府委員 学校給食用として購入いたしました脱脂粉乳が横流しをされておるのじやないかといううお

さを、実は文部省としても聞いたことがございまして、いろいろ府県その他を通じて調査をいたしたことがござ

います。ただ文部省としては、現在まではっきり横流しであるということ

を把握いたしておりません。あるいは

先ほど来お尋ねになつておりますい

ゆる不良品として廃棄されたものが業界に払い下げになつたというのを、一応外部の方が横流しというふうに言

われておるのではないかと考へておる

わけでございます。もちろん文部省といたしましては、いわゆる横流しとい

うことにつきましては、嚴重に処分をしなければならぬと考へておりまし

て、たとえば各府県の主管課長会議等

がありまふと、そつといたつたこと

のないように十分注意してもらいたい

またいやくもそつといたつた事実を発見したならば報告してもらいたいとい

うこと

ことで、嚴重に連絡いたしてござい

ます。現在の輸入しました脱脂粉乳は、

相当期間保存に耐えられるものであ

りますので、二月あるいは三月の間に

そつと簡単に悪くなるということとは

私どもとしては考へておりませんが、い

ろんな条件から万が一悪くなつたやうな

場合には、農林省とも連絡して指名入

札をする、それも公けの指名入札をす

る。この指名入札につきましても、農

林省の方でいろいろ入札の業者を選定

してもらつて、こつとこつといたして

おります。

○永山委員 次は一般入札の關係であ

りますか、最低入札主義をとつてい

けるわけでございますか。農林省もし

くは厚生省あるいは文部省で一応認定

した資格者の範圍を網羅して入札をさ

れる考へてございませうか。これは不

良品に限らず、その他配給關係一切の

大きな問題でございませうので、その入

札の方法について御方針を承りたいと

思ひます。

○小林(行)政府委員 先ほど申しまし

たように、最近入つてきますものにつ

きましては非常に品質がよくなつてお

りますので、従来のようなゆるゆるの

良品といふものが非常に少なくなつて

おります。ただそれでも、少いペース

でございませうが、そつといたつた不

良品もございませうので、そつといた

つて指名入札をいたしてお

ります。それは先ほど申しましたよ

うに、農林省とも連絡いたしました

で、農林省の方に業者を選んでもら

いまして、指名入札をする、そつと

して文部省と

いいまふか、学校給食会としては一

定の価格を立てまして、その予定

価格を上回つたものの最高のものか

ら

とつていく公けの入札をやります。

○永山委員 不良品の扱い下げを受け

まして、それが各アイスクリーム屋

その他に参りまして、乳価が下るとい

うに、不良品の処置に對しては相当

影響のある關係もございませうので、

万全を期してやつていただきたいと思

ひます。しかしその入札に關しまして

も、できるだけ多数の指名入札で、文

部省の基準に近い線ではなしに、最

高の価格で公正な入札制に持ってい

かれることに一段と御考慮を願ひたい。

と同時に、その他の配給關係、輸送

關係の入札がございませうので、これらに對

してはどういうやうな入札方法でお

や

りになりますか。

○小林(行)政府委員 文部省といた

しまして、不良品として廃棄せられた

ものにつきましても、入札の際に嚴重

な熟慮として、いわゆる低い温度の

まま食料品等に回ることのないやうに

十分約束をし、契約書を取りかわして

やるということも現在入札をいたして

おります。その入札の方法も、た

だいま御説明申し上げましたやうに最

高の値のものに對する最高入札制度で

やつておるのでございませう。それ

から配給と申しますか輸送につきましても、輸

送の業者の指名につきましても、や

はり競争入札でやつておるのでござ

いませう。

○永山委員 その競争入札は輸送關係

ならば最低の線で行かれております

か、文部省の一定基準の線を中心と

して、それに近いものに落す、入札

させるといふのですか、どちらの方針

ですか。

○小林(行)政府委員 最低の値段の

ものをとることにいたしております。

○永山委員 結局文部省の方の給食関係というようにことが一番問題であるように考えられており、また誤解を受けてか、文部当局も非常に迷惑をいたしましたこともございますので、今度はこの入札関係につきまして、あるいは不良品の処置の問題については格段の御考慮をお願いしたい。と同時に理事の待遇に對しても、一般の文部省の官吏よりは一割位高いというくらいに、どうしても待遇をよくしてやる、また評議員等に関しても一定の手当を与えて、この経理内容については給食会の方で弾力性を持たせて、外部からの誘惑を受けることがないように受けてもきざんとし、やっていけるように一段の御考慮を願うということで、最後に御所見を伺いたいと思います。

○小林(行)政府委員 たいだいま御意見のございました入札制度につきましては、従来も文部省としては公開かつ厳正にやるということをやっておったのでございますが、今度も、たとえば不良品の入札にいたしまして、またただいまお話のございました輸送等の入札にいたしまして、御意見に従ってできるだけ厳重に監督をして参りたいというふうに考えております。

それから役員報酬についてのお尋ねでございますが現在の予算では、これはこの法案が成立した後ににおいてでございますが、理事につきましては四万二千七百円、理事長につきましては五万五千円、これは普通特殊法人といわれるものについて大体のバランスが一応とれておるのでございますけれども、ただいまお話のございましたように、いろいろ大量の物質を扱うというように、外から誘惑が加わると

いうようなことにつきましては厳重に警戒をいたさなければならぬと思ひますし、もしこれが将来なお増給し得るような場合には、文部省にいたしましても極力これを増給することに努めたいと考えております。

○永山委員 委員長に質問といひますか、申し入れたことは、余剰農産物との関係におきまして、給食内容がまだ十分にこの委員会に提示されていないのでございますし将来給食を全面的に拡充しようという構想のもとにございしますので、ここに給食に関する小委員会をお開きいたしまして、絶えず文部当局と互いに協力をいたして、この給食の万全を期したいというように考えておるのでございますが、小委員会をお開きいただくことを申し入れておきたいと思ひます。

○佐藤委員長 理事会に諮ってあなたの申し入れのように取り計りますから御了承願ひます。

――質疑がなければ、これにて質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって質疑は打ち切りました。

これより本案を討論に付します。本案に対する討論は省略し、直ちに採決したいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって本案を直ちに採決いたします。諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって本案は原案通り可決いたしました。

なお、委員会報告書の作成、提出等につきましては委員長に御一任をお願いしたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

○佐藤委員長 次に女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案を議題といたします。

この際委員長に永山君より本案に対する修正案が提出されました。本修正案の趣旨説明を求めます。永山君。

○永山委員 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項中「その任用の期間は、一を削る。

右修正動議を提出いたします。

○佐藤委員長 次に本案と修正案を一括して討論に付します。

この際お諮りいたします。本案並びに修正案の討論を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なければ討論を省略することに決します。

これより採決に入ります。まず永山君提出の修正案について採決いたします。永山君提出の修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって永山君提出の修正案は可決されました。

次にただいま可決の修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって本案は永山君提出の修正案のごとく修正議決されました。

なお委員会の報告書の提出につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さよう取り計らうことに決しました。

○佐藤委員長 この際、学校教育に関する件につきまして委員長より一言申し上げます。

昨二十八日、三重県津の海岸、瀨北中学校女子生徒遭難事件は、まことにいたましいものがあります。衷心から悲惨なことを悲しむものであります。

この際文部大臣より発言を求められております。これを許します。松村文部大臣。

○松村文部大臣 先般雲丸のあの悲惨な事件が新たなときに当りまして、今また三重県津にあのような惨事が起りましたことを御報告いたしますことは、私にとりましてまことに苦痛の至りでございます。文部省へもいろいろの報告も参りましたし、また昨晩おそく田中三重県知事からも委細の御報告が私の方へ参りまして、いろいろの確かな報道を得るごとに、いろいろの点において遺憾を感じることが多いのでございまして、残念しく思うのでございます。

でございます。その詳細につきまして諸方局長から御報告をいたさせることにいたします。繰り返して申し上げますが、このようなことの頻発いたすことは、実に遺憾千萬でございます。とりあえず全国の各府県の教育委員会に向つて、三重県のような惨害を繰り返さないように特に気をつけろというところを、電報で通達をいたしておいたようなわけでございします。

○緒方政府委員 三重県津市の瀨北中学校におきます水泳中の事故に関しまして、命によりまして私からその内容につきまして御報告を申し上げます。

事故発生を私も知りましてから、県の教育委員会あるいは市の教育委員会に連絡をいたしまして、その状況の把握に努めておるのでございますが、何しろ電話連絡でございますので、まだ正確なところの状況につきましては、十分に把握できない点もございします。従ひまして、文部省としましてとりあえず昨晩担当係官を現地に派遣いたしましたので、その状況につきまして十分に調査をいたしている次第でございます。今日までわかつておりますことにつきまして、これから御報告を申し上げる次第でございます。

三重県の津市瀨北中学校でございますが、八月一日から三重県では夏休みに入るのでございますが、夏休みに入ります前に、水泳の訓練をいたしまして、この夏の休み中におきます水の事故を防ぐために水泳の訓練をいたしたいというわけで、七月の十八日から十日間にわたりましてその訓練を実施

しておたわけでございます。その最終日に当ります昨二十八日の午前十一時ちょっと前でございますが、重大な事故が発生したのであります。

ただいままで判明いたしております概況は、これに参加をいたしました生徒の数を申し上げますと、三百八十八名となっております。うち、海に入らなかった子供が一人おります。三百八十八名のうち、二百二名が男の生徒であり、百八十六名が女生徒でございます。これに對しまして引率の教師は、校長を含めまして二十名ついておたわけでございます。遭難の生徒は女生徒だけであります。四十八名であり、死亡いたしました者が三十六名でございます。なおただいま入院手当中の者が十二名残っているようでございますが、この人たちは大體危険はないようでございます。四十八名以外の女生徒の中にも、相当危険な状態におぼれかけた者もあったようでございますが、これは先生なり、あるいは友だちの生徒の水泳のできる者が助け出して、事なきを得たようであります。

そこでそのときの状況を簡単に申し上げますと、三百八十八名という男女生徒を、これはその日最終日まで計画になっておたわけでございます。その前に十分間ほど予備運動をするためにひとまず海に入れるということになりまして、三百八十八名の生徒を二列横隊にいたしました一齊に入れた、そしてあまり間のたためうちにこの事故が発生しております。ちょうど女生徒の入りました場所が、安濃川という川がありまして、その河口の近

くに当りまして潮流があった。その潮流にどうも流されたという関係があったようでありまして、女生徒の数名がそのうちにおぼれかけた。これを見

た先生が、陸に引き返すようにという指示を急遽与えた。ところが引き返しますところに、海底に急に深くなつております深みがございまして、そこに足を取られて多数の遭難者が出たというの、その遭難当時の状況のように聞いております。

そのほかの原因につきましてはなお調査中でございますが、ただ非常に遺憾に考えられますことは、この計画の樹立につきましても、あるいはまたただいま申しましたように、その当時の管理と申しますか、生徒の取扱ひ方につきましても、いろいろと粗漏な点があったのではないかとと思われる節があることとでございます。たとえば事前におきます今の海底の深淺の状況とか、あるいは潮流の状況とか、これらの事前調査が十分であったかどうか、あるいはまた大ぜいの生徒を一齊に海に入れた、しかもそのうちに泳ぎのできる子供もあり、できない子供もある。かようなやり方が果して適當であったかどうか、あるいはまた船やブイと

いったような、万一の場合に備えます設備もなかったようでございます。これらの点につきましても問題があるんじゃないかと考えられますことは、またいまだ大體から御発言がございまして、ただいま実情を十分調査いたしましたために係官を現場に派しておきますし、なお今朝電報指示を各県に教育委員会に對しまして発したような次第でございます。

以上簡単でございますが、一通りの御説明を終らせていただきます。

○佐藤委員長 本件の質疑をする前に、委員長からちょっと文部大臣に質問をいたします。

実は、紫雲丸事件が起きて以来、まだわすれがかりませんのに、再びこういう不幸事件が起きたのですが、こういう問題は一体どこに責任があり、またどういふような方法でこの問題を解決されるかということについて、一言だけ大臣から御説明願いたいと思

○松村閣務大臣 實際遺憾千万なこと

でございます。とりあえず三重県の教育委員会へあてまして、責任の所在を徹底的に調査をして、十分に責任を明らかにしてもらいたいという電報をもちつて勸告をいたしておきました。それから昨日知事から私のところへ連絡がありましたときに、知事には権限はありませんが、こういふ考え方でやっていたのだと、すなわち気の毒な点もあるけれども、再びこのようにこの起らないために責任をすべて明らかにするよう御注意を願いたいと申しておいたわけでございまして、私どもはぜひ責任の所在を明らかにして、このようにこの再発を防ぎたい、このいふふうに考えております。

○佐藤委員長 かかる悲惨な事件は再び繰り返さないように一つ文部大臣は十分御注意を願います。

本件に關して質疑を許します。河野正君。

○河野(正)委員 御承知のように、昨日の新聞を見ますと、伊勢湾の岸におきまして非常に重大な事故が発生いたしましたわけでございます。私も文教委

員会の一人といたしまして、国政に参加いたしました幾ばくの時日がたない今日でございますが、その間におきましてはすでにただいま委員長からも御指摘がありましたように、紫雲丸あるいは相模湖あるいはまた修学旅行におきますところのいろいろな事故が次々と続発して参ったわけでありまして、もちろんそういう中には不可抗力的な天災と申しますか、そういう事件もあったわけでございますけれども、今回の場合は今までのケースとは非常に趣きを異にいたしました。たとえば船が沈んだというふうなことになるかと、非常にたくさん犠牲者が出てくるといふことは当然のことでありまして、しかしながら今度の場合はそういう不可抗力的な事態ではなくて、いわゆる人災と申しますか、何らか適切な措置が行われておたわけならば、こういふ不幸な事態は惹起しなかつたのではないかと、あるいはまた私どもは強く参るわけでございます。

も異なつてくるかと考えております。先ほどから指摘いたしますように、今度の問題は今までのような不可抗力的な天災的な事件でなくて、どちらかと申しますと人災的な、何らか適切な措置が行われておたわけならば、こういふ不幸な事態というものは惹起しなかつたといふような考え方が私どもは強くしておきますので、特にこの点につきましての明快なる御答弁をまずお願いいたしたいと思います。

○松村閣務大臣 全くお話し通りでございます。紫雲丸のときは引率して

いる人たちがたゞ不可抗力に近い状態にあったと思ふのでありますが、今度はどうもさうではない、落度で、注意すればこのようなことは免れ得たと思われぬ節もありますので、全く遺憾に存じ、そして責任というものはきわめて重大であると考えておるわけでございまして、従いまして十分にその責任の所在を明らかにして、そしてこのいふような再発を防ぎたいと存じ、昨日直ちに係の者を向うへ派して実情を調査しておるわけでございまして、そして先刻申したように電報で責任者の教育委員会の方へ嚴重に責任を明らかにするような趣旨の勸告をいたす、こういうことでございまして、全くお話し通りに感じておるわけでございまして。

○河野(正)委員 ただいま文部大臣は、責任の所在を明らかにして今後事故の発生を防止したいということでございますから、私は大臣の今後の処置に期待をするわけでございまして、私ども今日までいろいろな事件が起つて参りまして、そういう事件に對処せられなす状態を見て参つておりますと、あたかも行き当りばつたりな処置が行われ

らすみまで泳ぎ得ますところの海上、

休みますところの海岸はことごとく存じております。かつて阿漕ヶ浦、これは今度の中河原と直線距離にいたしましてわずかに一キロか二キロのところでございます。同じ状況にあるところですが、十年ほど前に京都の小学生徒が水泳に参りまして、ここで今日と同じ事情におきまして二十幾名の死者を出したのでございます。津市の学校はことごとく海のそばにあります学校であり、津市は有名な海水浴場でございますので、教員も校長も学校関係者もことごとく海を知っているといつてよろしいのであります。この中河原には、先刻も新聞に書いてありますが、岸と浅瀬との間にときどき穴が掘れるのであります。これは大したものではなくて、おとなであれば首ぐらいのところまでいくらいのものであります。子供の背は立たない。子供がかけ参りましてじゃぶじゃぶといきまうちに一たびその穴に遭遇いたしますと、足が浮いてしまいますので、こうなったら全然泳ぐ力がなくなりまして、浅い所へ参りまして、もう立ち得ないような状況でございます。この日にはちやうど上げ潮であつたといふことでございますが、そういうときでありますれば、決して強い波の来るおそれはないのであります。それゆゑにこそこの三十、四十という人たちが河口に押し流されております。現地で死んでおりますところを見ますと、大きな波浪のために流されたものではございません。そのポケットで足を浮かされた、それをどこにあるかわかりませんから、その次の者も行く、その次の者もかけて行きまして、遂にたくさん

の魂をここで失ってしまったようなことになつてしまつたのである。私は現地をよく存じておりますし、またことに水泳の教師といつたしましては、必ず危険源といふものがありまして、これは小学校、中学校、それ以上といふふうに岸からの距離を遠えておりまして、そこに赤い旗が立っていて、必ずその高い所に見張人がおります。そして上級生の泳ぎのできる者はポケット等の危険な場所先に参りまして、そして、中学の一年くらいの子供でありましたならば、これは危ない、あるいはそこに入りましてはすぐ手を取つて浮かしてやつて、浅い所に連れて行つてやるというところにするわけでありまして、先生さへ気がつけてもらつておりましたならば、この危険は全然なかつたものでありまして、全然不可抗力でもございせんし、それから子供の過失でもございせん。これはもう一重に学校側に責任のあることは明らかであります。私も教育者の先輩といつたしまして、これらの人々を追及することにはあまり好まれませんけれども、今日まで報道されましたところの情報では、ことごとく先生、引率者の人々の重過失といふよりほかに判断のしやうがありません。ことに十九人が二十人の先生がついておつたといふことでございますが、今日に至るまで先生方がいづれにおつたかといふことすら、はっきり示して参つておりませんから、子供の走つて行くまゝにまかせておつたのではないかといふようにすら私は見ております。すでに最終日であると申しますからには、相当子供も海になれてはいたはずであります。それにもかかわらずかくのごとき惨事を引

き起した。私は相模湖のときの事件の当時におきまして、子供がかわいそうというよりも、先生方のあまりの不注意に腹立たしくて寝られなかつたこととございまして、今度はそれ以上に先生方の大きな過失であると私は思つております。私は法律的に見ますと、この先生方の過失はただでは済まないものでありまして、業務上の過失致死であると施しても少しもはばからないと思ふのであります。私も同士は今日声明書を發しまして、司直に刑事責任を要望することにしたしておりますが、この事件だけは単なる道義上の責任、あるいは行政上の責任といふことだけで済まされたい事件の本質を持つておると思ふのでございまして。もとより今後かくのごときことの起らないようにいたしますために、いわゆる他戒的の処分等といふやうなこともございまして、本件は私は明らかに事件自体が、さうな大きな業務上の過失によつて生じたものといふてはばからぬと思ふのであります。

これらのことがどうして起つたかといふことにつきましては、ただいま文部大臣のお話がありましたが、これは一に責任感の弛緩でございまして、なほ一歩進めまして、三重県におきましても、相当の多数の委つた思想の先生方がおられて、それらの人々が責任に對しましてきつめて無感か、しからずんば否定の態度をとつておるやうな人もある。現制度下におけるところの教育制度といふものには、われわれは責任を持たないといふやうな考えを持つて、ただ仕事としてやむを得ないといふやうな考えの人もあるやに聞い

ております。そういうことが幾たびか重ねられても、なお改まらないところの惨事になつたのではないかと私は思つております。文部大臣が直接の監督上の責任はないやうでありますから、これは今日まことに遺憾のことでありまうけれども、適當な方法で、これは教育委員会なりその他のところに御勸告があつてしかるべきだと思ひます。今後教育制度の上におきまして、以前のように体育の方の正課に水泳を取り入れていただく、そうすれば先生方の水泳の腕前も上りまして、これも一つの水難予防の方法になると考えておりますので、それらも御協力願ひたいと思ふのでございまして。

ただ、私はいかにしても残念でなりませんが、この際に再び日本の国に、こゝろ無責任を原因として、大きな惨劇の起るやうなことがありまうやうに、文部当局その他の特別なる御配慮を祈つてやみません。大臣の所見を伺つておきます。

○松村国務大臣 今実際の事情に御精通になつておるお話を承りまして、ますます遺憾の意を強くするものでございまして。いまだ少し注意が行き届きますれば、こゝろいふことなくして落んだものをと遺憾にたえません。お話通り、十分責任をただし、そして今後このやうなことの起りませんやうに、十分の措置をいたすことを申し上げておきます。

○高村委員 閑運して。先般委員のおきまして、北海道で登山引率教官が過失致死で処罰を受けた事件は、当委員会において同僚議員から質問があったのであります。そのときの質問の要旨は、そうした引率教官が刑事訴

追を受けるというやうなことは、これは重大問題である、教員が非常に不安を感じるであらう、従つてそれに対して文部当局の善処を要望したいといふたやうな趣旨の御質問であつたのであります。私はその事件の具体的な内容は存じませんが、いやしくも司直が業務上の過失致死として処断しなければならぬといふことは、これはよくよくのことであつたらうと思ふのであります。従ひまして、そういうやうな事犯が起きたいといふことは、これは私は教育界の非常な大きい一つの不幸事であると思ふ。従つてそういう事件にいたしましては、あのときそうした質問もいたしましたから、文部当局におかれましてはその事件の真相を御調査に相なつて、そうしたことに對して全国の関係者の注意を喚起する、こゝろいふやうな御処置をなされるのが適當じやないかと、私はその當時も考えたのであります。またただいまいろいろお話しもございまして、どうも人心が弛緩している、特にただいま長井委員からお話しがございまして、教育の衝に當つておる方々の責任感といふものが今日少しゆるんでおるのじやないか、といふことに対して私も同様に感ずるのであります。これは全体がさうとは考えませんけれども、一部にさういった傾向のあることは私はいなむことのできない事実ではないかと思ひます。従ひまして、いやしくも引率教官が業務上の過失致死といつたやうなことで訴追を受けるというやうなことは、実に私は不幸事だと思ひます。まことに残念なことだと思ひますが、ただいま承りますと、今回の事件にもさうした疑いすらあるといふことを聞いて

おりますが、どうか文部当局におかれまして、今申しましたように、こうした不幸事に対しては十分事実を調査いたしまして、そうした関係者の将来のいましめとするように、これを全国的にお知らせしていただくとか何とか適当な措置をとっていただきたいと思つてございまして、北海道の事件につきまして、そうした御調査等が行われましたかどうか、その点を伺いたいと存じます。

○松村国務大臣 先般この委員会、北海道のあの判決につきまして御質問がございましたから、あの判決文を取り寄せさせまして、私も一度目を通しました。あの判決だけ見ますと、やはり相当の理由はあるようにございまして。たとえて申しますと、非常な断崖絶壁のところをむやみに登らせて、その人が落ちたあとから、登る者をとめないで登らした、こういうような事実があります。こういうことは過失ではあるが、刑法の何に当てはまるということとで罰金刑になっております。そのしんしゃくの中には、これは十分わかりませんけれども、本人の素行と申しますか、心意気が悪くて、地方の非常なひんしゅくを買っていたことも事実でございまして。その人は現にその土地にはもちろんいたたまりませんで、やめて、そして四国地方へ渡りまして、今現に四国において教師を勤めておる、こういうようなことでありまして、情状のしんしゃくすべきものもない。従つてあのような判決があつたんじゃないか。ただ判決文を見てそういうふうな想像をいたしましたのでございまして、これに対してただそれ以上の措置をただいまはとっておらないのでござ

います。今長井さんからの話にもありますが、これらのことについては十分行政的にも責任の所在を明らかにしたいと思ひます。

○山崎(始)委員 関連して。ただいま高村委員から御質問がございましたが、実は私北海道のたぐいまお話しした事件がありましたときに御質問を申し上げました、私が質問いたしました手前、簡単に一つ関連してお尋ねしたいと思ふのであります。あのときに、私はただ引率の教官を刑事罰にしたというところによつて、すべての教員に注意を与えるという一つの効果はもとよりございまして、われわれ考えなければならぬことは、あの当時ちょっと申し上げましたが、これから暑中休暇に入るのだが、おそろく暑中休暇では全国の各学校においてあらゆる教育計画を組んでおるだろう、あるいは登山、泳、そういうときに、刑事罰になったというところによつて、よい一つの効果と逆な効果も起つてくる。それは土用休暇に、何も学校の先生とすれば、好んで山へ登ったり、水泳を教えなきやならないことではないのです。そういう計画を組まなければいい、これが一々刑事罰に問われるようなことになつて、業務上の過失致死といふのですから、そういうふうなことになるかと、極端に申しますれば、もう山へは一切上げないんだ、水泳は各自の家で畳の上で水泳をすれば心配ないんだというやうな非常に消極的なものになつてくるおそれがあるんじゃないか。この点を私は非常に悩んでおる。でありますからあつたあつた質問を実は当時私はいたしましたのでありますが、ただいまも同僚委員から、今回の津の事件も明ら

かに学校側の管理の上の非常に大きな責任があるんだと言われたが、私もそのうちであらうと思ふ。現状を知りませんから断言はしよういたしません、地元から長井委員からそういう御説明がありましたので、私も一応肯定いたします。といたしまして、われわれ文教に携わる者として考えなければならぬのは、教員の気持を刑事罰によつて引き締めるということ、これは私は別個な問題として、われわれはもっとも高度な点から考えなければならぬんじゃないか。高度な点と申しますことは、ただいま文部大臣は、これは民心の地盤である、あるいは学校教員の責任感の一つの地盤であると言われた。それもそうかも知れませんが、しかしわれわれ考えなければならぬのは、今日国家がすべての文教政策に対してどこまでの責任と誠意を持っておるか。私は根本はその点にあるんじゃないかと思ふ。かりに一つ例をとってみても、義務教育は無償であるという憲法の原則があつても、教科書一つですら国はその責任を明らかにしてない。いわゆるごまかしておると申し上げても私はいいと思ふのであります。災害の問題にいたしまして、災害を未然に防ぐという国家的な立場においていろいろ考えるべき施策は具体的にたくさんあると思ふ。それすら何らしない。私は文部大臣にこの機会に特にあらためての御所見をお聞きいたしますが、災害を未然に防ぐこと、これが上の上でございまして、災害があつたあとの責任においても、今日国家はその責任の所在を一つも明らかにしておりません。義務教育で学校へ通学をせよという、せなければならぬ

義務を各児童生徒の父兄は負つておる。負つておるが、その災害のあつた場合も、あとの問題ではあります。その責任の所在に対して何ら国家としての思いやりが政治の上に出て来ていない。こういうことでは、教員を業務上の過失致死に問うてみたところで、こういう問題の基本的な解決はできない。どうか私はこの機会に特に文部大臣にお願いを申し上げたい。紫雲丸のときにも私は申し上げたのであります。未だに防くといふこの国家の責任体制を確立することは、今後いろいろ御研究願うとしても、せめて災害があつたあとの国家の賠償の責任というものはさきよりしてあるならば、いかに国家がこういうふうな災害に対して思いやりがあるか、注意を払つておるか、こういうことを私は国民大衆に示すことができるのではないかと、思ふのであります。そういう観点から、せめて災害があつたあとの国家賠償の責任体制の確立といふものは、ぜひ私はこつちの機会にも一度お考え直しになつていただかなければいけないのではないかと、かように考えるのであります。したが、あらためて一つ文部大臣の御所見を承りたいと思ふのであります。

○松村国務大臣 お答え申し上げます。お話し通り義務教育のことでございますから、国家がすべてを負担していただきますことは、これは理想としてはけっこうなことではございます。しかし現実の問題といたしまして、今日戦い敗れた後の灰の中から立ち上つて参りまして、そしてこの義務教育の制度を完成しようとする今日の今日におきまして、どこもこれも不自由を忍び、国もできるだけのことをし、地方もまた同様に考え、父兄の方々も同様にお世話を下さるというところで、初めてこの義務教育の重い制度が完成して参りますので、その道程に参ります。今日、すべてのことを国がやらないと人心が地盤するのとは当然だと思ひます。これは少し飛躍いたしてと思ひまして、こういう中でやつていくために、なおなお人心を引き締めていくに立つてやつていただくよりほかに道がないのだといふふうに考えるのでございまして。国家のこういう災害に対する補償の問題につきましても、私は全くお話しに思ひます。しかし今申すやうないろいろの財政の状況等を勘案してやらなければならぬから、それと見合はしてのこととございまして、考え方といたしましては、そういうことができたならばけっこうだとは考へておりますが、要は今言ふ實際に即してやつていく、こういうふうな考へざるを得ないのでございまして。

○佐藤委員 松村芳雄君。私は最初に委員長のお許しを得て、このいたいた三六のみの前に黙禱をささげさせていた。ききたいと思ひます。実は新聞で見、ラジオで聞き、また本日は同僚委員の質問を聞き、これに対する松村文部大臣の答弁を聞き、また私はさき院内でテレビを見て参つたのでございまして。実に悲惨なものでございまして。人工呼吸をしておるところの写真、それから不幸にして犠牲になつたお嬢ちゃんを担架に乗せて運んでいくところのありさまをまのあたり見まして、私はどうしても質問をいたします前に、皆さんと一緒に一分間黙禱をささげさせていただきますと思ひます。委員長そ

第一類第六号 文教委員会議録第三十一号 昭和三十年七月二十九日

れをお許し願います。

○佐藤委員長 今並木委員より一分間黙禮をなさげるといふ動議が出ておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 それでは一分間黙禮をいたします。起立。

〔総員起立黙禮〕

○並木委員 ありがとうございます。先ほどの長井委員の三十六の魂を代表して抗議するといふ言葉も思ひ出されて、私としては感慨無量でございます。

時間がございませぬから端的にお尋ねをいたしますが、そのテレビであの危険区域という言葉が出て参りました。そこで災害の起った所は専門の意味における危険区域でございませうか。それとも危険が起ったものですか。通常の意味であるいはテレビは危険区域とアナウンスしたのかもしれないけれども、いわゆる専門家から見てもそこは危険な区域であったのかどうか。それはお調べになりましたか。

○緒方政府委員 だれにでもわかる危険な場所であったといふふうには報告になっておりませんけれども、しかし先ほど長井委員のお話の中にもございまして、あの海岸には浅瀬と陸地との間に大きなほみがある。それからまた安濃川の河口は潮の上げ潮下げ潮によって潮流の変化もあるし、水面からわからない潮流もある、こいうふうなことは、もちろんその道の人には知っておたはずだ、かように考えられます。危険区域と申しますのは、そういう意味で使われているものであると考えます。

○並木委員 それでは前に事故が起ったことがあるのでしうか。

○緒方政府委員 前に事故が起ったかどうか、その点については承知いたしておられます。

○並木委員 テレビで見ますと、人工呼吸をしておりました。それで聞いてみましたら、テレビの支局が名古屋にあるのだそうです。名古屋からかけつけたのですから、早く早くかけつけたわけでありまして、それでも二時間ぐらいいはかかっておると専門の係の方が言っておたのでございませう。二時間たつてなお人工呼吸をしておるのですから、専門のお医者さんが来るのがおそかったという先ほどの大臣の答弁と符號が合うのでございませう。

そこでお尋ねするのですが、人工呼吸がうまくいかなかったといふこととありませうけれども、その通りですか。そうだとすれば、文部省から出しておる通達に、必ず万一の場合に備えて人口呼吸に対する応急手当、そいうものがあつたと思ふのです。あつたにもかかわらず、それがうまくいかなかったといふことになれば大へなことになると思ふのですが、いかがでございませうか。

○緒方政府委員 人工呼吸につきましては、まあこいう非常の場合の救助方法につきましては、人工呼吸のみならず、救助方法につきましては、保健体育の体育編の学習指導要領にもこれは相当詳細に書きまして、これが基準になつて体育保健の指導をやつていられるのでございませう。ただしかし、あの現場におきまして、先生たちは二十名ほどおたわけでございますが、この先生たちがどれほど人工呼吸の技術に習熟しておたかといふことにつきまして

は、実は遺憾でございませうけれども、まだよく調査が行き届いておりませう。ただこれはここで確定的に申し上げかねますけれども、現地で伝わつております話の中で、先ほど御報告申し上げましたように、一部おぼれておた、それで急に上れという指示を与えた、そこで深くほみに落ち込んだ、かようなことがあつたようでありませう。水を飲んでそれが死亡したといふことと、もう一つは、何かショウワタ死のようなものが現れておるといふふりに現地では伝えられておるといふのでございませう。これらの点はもう少し医学的、専門的に調査をする必要があるかと存じますけれども、さうなことにありますと、人工呼吸との関係はどうか。私も専門的にはよくわかりませぬ。実は今御質問の点はまだ具体的ににはわかつておりませんので、よろしく御了承を願ひます。

○佐藤委員長 並木君簡單に願ひます。

○並木委員 大臣にお尋ねをいたしました。文部省としては通達を出したことはこの委員会でもいふぶん私どもは聞きまして、そうしてまたきようこいう質問をしなければならぬといふことは、私は悲しむものであります。どうしてことはあつたのか。災害は風当たりが強いのでしうか。災害は忘れたころに來るといわれますけれども、児童に対する災害は忘れたころどころか、忘れることのできないそのさなかに次のものがやつてくる、こんな悲惨なことはないと思ふ。大臣は、通達々々で事足りませうか。私どもはほんとうにきようは何ですか、日ごろ尊敬する松村文部大臣にも先ほどの

長井委員の話ではありませぬけれども、ほんとうに何か抗議をしたくなつた気分なのですが、今後どうなされるか。現実に、文部大臣は注意すると言つておりながら、こいういふ災害が起るのですから、その絶無を期するたために、大臣は何か思い切つたことをなさる御意思はありませぬか。

○松村國務大臣 先刻もお答え申しましたように、雲霧丸の事件と比較してみまして、今度は相当重大な過失と見られることのように思われますので、これに對しては嚴重に責任を明らかにいたしたい。そうして全国的に注意を喚起いたしまして、このようなことの起らないようにいたすといふこと以外に道がないと考えます。そのために通達と申しますけれども、通達ばかりではございませぬ、できるだけの方法をとつて、地方の注意を喚起いたすのに万全を期したいと考えておるのであります。

○並木委員 その一つの方法として考えられますのは、先生の再教育であると思ひます。先ほどからもその言葉が出ております。講習会によつてもけつこうだと思ひますが、何らかの形でもう一度再教育といふものをおやりになる御意思はありませぬか。今までこの点についてはいろいろの形、あるいは名前でもやつてきているはずでございます。しかも実効が上つておらないとすれば、これはやはり当局としてその責任の一端をになわなければならぬと思ひます。そこで根本的な再教育、そして一種の資格再審査といふものをする必要が起るのではございませんか、その点についての大臣のはつきりした御所見を伺いたいと思ひます。

○松村國務大臣 このことばかりのために再教育をやるということはないでありますが、これを含めた意味において教師の再教育といふようなことの必要は、ある場合においてはあろうかと考えます。従ひまして、それらのことは十分検討いたしましてやつていきたいと考えております。

○並木委員 それから文部大臣からの通達で、先生の一人々々、あるいは教育委員の一人々々に十分達しているのではありませんか。私はそれを疑問に思わざるを得ないのであります。一片の通達ではほんとうの一片の通達に終つてゐるのではないでしうか。今度の場合は児童から、いつも行くような場所ではおもしろくないから、こいういふ静かなよく泳げる場所を選定して、先生のお許しを得ようじやないかといふことを言つたと伝えられます。先生はそれに対して調査をせず許可を与えたと言われております。そうしてそれに対して教育委員会もまた調査をしないで許可を与えたと言われております。そいうようなことは、もし通達が十分に達しておるならばあり得ないと思ふ。そこで私はお伺ひするのですけれども十分達しておたかどうか。またそいういふ事実がその場合にあつたかどうか。あつたとすれば責任はどこにあるか、学校であるか、先生方であるか、教育委員会であるか、その点もあわせてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○緒方政府委員 ただいまの点私どもも非常に大きな関心を持ておるわけでございますが、このたびの津の状況を、これは詳しくはまだわかつておりませんが、一応調べました点では、県の教

育委員会といたしましては、文部省が七月九日に夏休み中のいろいろな行事についての注意事項を通達いたしましたので、それに対応いたしました。この中には水泳のことも書いてありますが、それに対応いたしました。全県下の各学校に、水泳についての指導事項も含めまして、注意事項を配付いたしておるという報告でございます。なお教育委員会におきましても各学校に對しまして夏休みについての通達を出しまして、集団水泳については届け出をさせて、これを認可して行い、かような方法をとっておたようでございます。ただいま御質問がありましたように、それらの認可の際に教育委員会自身としてどれほどの現地調査、現地への認識等がござってこれを許可したかという点は、なお調査を要することであるかと考えております。

○並木委員 それでは最後に大臣に伺いますが、今度の新生活運動の一環として、野外活動、ボーイスカウト、あるいは、ガール、スカウトというものを予定されておるといふことを、大臣はこの前發表されましたけれども、そういうことに對しても、このたびの災害というものを契機としてやはり相當の注意をしていかないと、陸上においても海上においてもどういふ災害が起らないとも限らない。これに對しては十分注意されておられると思ひますが、念のためお尋ねいたします。

○松村國務大臣 お答えを申し上げますが、今のお尋ねは、新生活運動でやっておるものではございませんで、文部省のやっております社会教育、青少年教育においてボーイスカウト、すなわちキャンプ、共同生活を各府県で現に展開をいたしておるわけでございまして、それはスポーツで明朗な精神、健全な肉體を養つて、そして共同生活にならしめるという目的において現に各府県でやっておるわけであります。今度の御注意のあった点については十分注意いたしておるわけでござい

○佐藤委員長 平田ヒデ君。
○平田委員 相模湖事件や紫雲丸事件のあの痛ましい事件の記憶がまだ消えずにおるときに、こういう問題が起つたといふことを非常に遺憾に存する次第でございます。ここに小さな魂と遺族の方々に対して深く哀悼の意をささげる次第でございます。これは私の専門学校時代でございますけれども、淡路島の洲本に水泳の講習に参つたことがございます。

○松村國務大臣 今のお話しでございますが、実は私の方では決して消極的にばかりやっておるわけではないのでございまして、今年あたりには、この夏になる前に水泳の注意なども十分いたして全国に出しているわけでございます。あるいは水泳指導の手引なんかという本も出してずっと配付もいたすとか、いろいろのことをやっておるわけでございます。それにもかかわらず効果がありませんが、こういうことが出て参りました、まことに遺憾に思ひ、起りますと直ちにまた急務のことやらなくなつて来ない、こういう実情であることを御了承願ひます。なお詳しいことは局長から御答弁をいたします。

○緒方政府委員 ただいま大臣がお答えになりましたので、私からつけ加えることは大してございせんが、こういう事故の起りました直後に申し上げるのは何か弁解がましくなりますので申し上げずにおたつたわけでございまして、けれども、ただいま大臣お話しのように、あるいは修学旅行にいたしまして、あるいは、あるいは水泳の問題にいたしまして、あるいは夏休みの注意事項につきましても、正式には通達でございまして、教育委員会に對しまして文部大臣として正式に権限としてやりますことは、これは指導、助言、勧告でございまして、その指導、助言をいたしました通達を出したわけでございまして、それに基きましてあるいは会議をしばしばやりまして、あるいは教育委員会の担当者

育委員会といたしましては、文部省が七月九日に夏休み中のいろいろな行事についての注意事項を通達いたしましたので、それに対応いたしました。この中には水泳のことも書いてありますが、それに対応いたしました。全県下の各学校に、水泳についての指導事項も含めまして、注意事項を配付いたしておるという報告でございます。なお教育委員会におきましても各学校に對しまして夏休みについての通達を出しまして、集団水泳については届け出をさせて、これを認可して行い、かような方法をとっておたようでございます。ただいま御質問がありましたように、それらの認可の際に教育委員会自身としてどれほどの現地調査、現地への認識等がござってこれを許可したかという点は、なお調査を要することであるかと考えております。

○松村國務大臣 お答えを申し上げますが、今のお尋ねは、新生活運動でやっておるものではございませんで、文部省のやっております社会教育、青少年教育においてボーイスカウト、すなわちキャンプ、共同生活を各府県で現に展開をいたしておるわけでございまして、それはスポーツで明朗な精神、健全な肉體を養つて、そして共同生活にならしめるという目的において現に各府県でやっておるわけであります。今度の御注意のあった点については十分注意いたしておるわけでござい

○佐藤委員長 平田ヒデ君。
○平田委員 相模湖事件や紫雲丸事件のあの痛ましい事件の記憶がまだ消えずにおるときに、こういう問題が起つたといふことを非常に遺憾に存する次第でございます。ここに小さな魂と遺族の方々に対して深く哀悼の意をささげる次第でございます。これは私の専門学校時代でございますけれども、淡路島の洲本に水泳の講習に参つたことがございます。

○松村國務大臣 今のお話しでございますが、実は私の方では決して消極的にばかりやっておるわけではないのでございまして、今年あたりには、この夏になる前に水泳の注意なども十分いたして全国に出しているわけでございます。あるいは水泳指導の手引なんかという本も出してずっと配付もいたすとか、いろいろのことをやっておるわけでございます。それにもかかわらず効果がありませんが、こういうことが出て参りました、まことに遺憾に思ひ、起りますと直ちにまた急務のことやらなくなつて来ない、こういう実情であることを御了承願ひます。なお詳しいことは局長から御答弁をいたします。

○緒方政府委員 ただいま大臣がお答えになりましたので、私からつけ加えることは大してございせんが、こういう事故の起りました直後に申し上げるのは何か弁解がましくなりますので申し上げずにおたつたわけでございまして、けれども、ただいま大臣お話しのように、あるいは修学旅行にいたしまして、あるいは、あるいは水泳の問題にいたしまして、あるいは夏休みの注意事項につきましても、正式には通達でございまして、教育委員会に對しまして文部大臣として正式に権限としてやりますことは、これは指導、助言、勧告でございまして、その指導、助言をいたしました通達を出したわけでございまして、それに基きましてあるいは会議をしばしばやりまして、あるいは教育委員会の担当者

た感じを私非常に持つわけでございしますが、この点について文部大臣、局長さんからお考えを承りたいと思ひます。

に尋ねました。舟も三そう雇つて、これに給仕さんが一人づつ乗つて、ここから先は行つてはいけな、そしてその間中舟の上から頭数を見ていてくれたわけでございます。学校の理科教育、科学教育の振興が叫ばれている今日、もしそういう所へ海水浴に行くといふのでしたら、学校側では上級生を連れて潮流の調査をしたり、海岸線の調査をしたり、なぜ生きた学問をさせなかつたのかといふことでございまして、ただ水におぼれないうための練習だ、からだを鍛えるといふことのみに持っていられるところに片手落ちの点があると思つてござい

もう一つ、これは市の教育委員会の方だそうでございすけれども、これは危険な箇所をちゃんと知つていらつたといふことがちゃんと新聞に載つております。私はよくわからないですけれども、学校で何か行事をいたします場合には、教育委員会と学校側とで打合せをするようにもなつておりませんのでございすまいか、その点局長さんにお尋ねいたします。

○緒方政府委員 お答え申し上げます。学校の行事につきまして一々教育委員会と打合せをするといふことは、大體いたしてないようでございす。しかし教育委員会の方で重要な事項につきまして、特に教育委員会に打合せをしてあるいは認可を受けてやつていく、こういうふうな規定や規則を作つておるものもあるように考えます。学校の管理、運営につきましては、これは責任あるいは権限は所轄の教育委員会にございす。これは教育委員会としまして十分心を配つていかなければならぬ問題でございす。ただ今

度の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、集団水泳については教育委員会に届け出て、その承認を受けてやらせるように津市の教育委員会ではいたしておるようでございす。これはあるいは正式に教育委員会規則に定めて、そういうようにしたのか、あるいは実際の学校に對しましてそういう事実上の指導をいたして参りましたか、その点はよくわかりません。この場合はさうよになつておるよう聞いております。

○平田委員 四百人も連れていきますのに二十人の教師では不足だ、私は自分の体験からそう思つております。しかも看護婦はたった一人、いづつどんなあやまちが起るかわからないといふ、石橋をたたいて渡るくらいな私は細心の注意が必要だ、そう思ふのでございます。調査の不十分、それから困難した場合の連絡のすみやかに行われなかつた点、場所の選定についても非常にずさんであつたといふこと、こういうことをあげますと、ずいぶんたくさんあるようでございすけれども、私はごく簡単に二つばかりお伺ひしたいのでございすけれども、一体文部省の責任だとかを押しつけるわけにもいかまいと思ひますけれども、何か事件が起りますと、文部省の方では通達を出す。それから急遽調査人員を派遣する、これは当然行われべきことではございすけれども、その前に何かもって毎年こういう事件で、こんなに大量に子供が死んだという例は少いのでございすけれども、そういう点について、もっと積極的なさるべきじゃないかと私思ふのでございすけれども、何か親切的で生ぬるいとい

た感じを私非常に持つわけでございしますが、この点について文部大臣、局長さんからお考えを承りたいと思ひます。

が、念のためお尋ねいたします。

○松村國務大臣 お答えを申し上げますが、今のお尋ねは、新生活運動でやっておるものではございませんで、文部省のやっております社会教育、青少年教育においてボーイスカウト、すなわちキャンプ、共同生活を各府県で現に展開をいたしておるわけでございまして、それはスポーツで明朗な精神、健全な肉體を養つて、そして共同生活にならしめるという目的において現に各府県でやっておるわけであります。今度の御注意のあった点については十分注意いたしておるわけでござい

○佐藤委員長 平田ヒデ君。
○平田委員 相模湖事件や紫雲丸事件のあの痛ましい事件の記憶がまだ消えずにおるときに、こういう問題が起つたといふことを非常に遺憾に存する次第でございます。ここに小さな魂と遺族の方々に対して深く哀悼の意をささげる次第でございます。これは私の専門学校時代でございますけれども、淡路島の洲本に水泳の講習に参つたことがございます。

○松村國務大臣 今のお話しでございますが、実は私の方では決して消極的にばかりやっておるわけではないのでございまして、今年あたりには、この夏になる前に水泳の注意なども十分いたして全国に出しているわけでございます。あるいは水泳指導の手引なんかという本も出してずっと配付もいたすとか、いろいろのことをやっておるわけでございます。それにもかかわらず効果がありませんが、こういうことが出て参りました、まことに遺憾に思ひ、起りますと直ちにまた急務のことやらなくなつて来ない、こういう実情であることを御了承願ひます。なお詳しいことは局長から御答弁をいたします。

○緒方政府委員 ただいま大臣がお答えになりましたので、私からつけ加えることは大してございせんが、こういう事故の起りました直後に申し上げるのは何か弁解がましくなりますので申し上げずにおたつたわけでございまして、けれども、ただいま大臣お話しのように、あるいは修学旅行にいたしまして、あるいは、あるいは水泳の問題にいたしまして、あるいは夏休みの注意事項につきましても、正式には通達でございまして、教育委員会に對しまして文部大臣として正式に権限としてやりますことは、これは指導、助言、勧告でございまして、その指導、助言をいたしました通達を出したわけでございまして、それに基きましてあるいは会議をしばしばやりまして、あるいは教育委員会の担当者

た感じを私非常に持つわけでございしますが、この点について文部大臣、局長さんからお考えを承りたいと思ひます。

まして、これらが指導をいたしてあります。そういう会議をしばしばやりまして、その内容等について十分打ち合せをやっておるわけでありまして。夏休みの問題につきましては先般教育長會議がありまして、これに私自身も参りまして十分に教育長にその趣旨は徹底したつもりでおるわけでありまして。また大臣からもお話しがありまして、いろいろと手引書とかあるいはそのほかいろいろの研究資料を出してありますので、そういうものにも相当具体的な指導項目を敷衍いたしまして、これは出してあります。しかし何と申しまして、これがたゞいまお話しがありましたように、第一線に十分徹底いたしまして、その実効が上らなければ何ともならないわけでありまして、この点についてさらに私どもは努力をいたしたい、このように考えております。

○平田委員 もう一点だけお尋ねいたしたいと思ひます。教育者はいわゆる教科書を中心として教室で授業をいたしておるのが建前でありまして、けれども、さらに人格を陶冶してりっぱなよい人間を作るといふようなことも、これも当然なのでございますけれども、学科に対する研究は非常に進んでおるようには思ひますけれども、教育者は一面人の命を預かっておるのだ、そういう觀念に乏しいのではないかと私は思ひます。特にこういう事件がたくさん起つて参りましたので教育者に対して人の命を預かっているといふことに對するとこの教育の何か新しい方策をお立てになる必要があるのではないかと私は思ひます。今までそういうことはなかったように思ひますけれども、

れども、こうした事件が頻発して参りますと、時代の要求に應じて、やはりその時代々に応じたところの施策といふものは生まれてこなければならぬと思ひます。しかも青春に富んでいく、これからどこまで発展していくか、成長していくかわからないような、私ども非常に望みを託してあります。こうした若い命が次々と失われていくといふことに対して、私はほんとに昨晩は眠れないほどの憤りを感ずました。特に写真などを見ると、ほとんど母親が子供の頭にとりすがって泣いておられます。私はどうかこの教育の問題についても、ただ単にいわゆる教科書中心でなくて、人の命を預かっているのだ、そしてこれはそこねてはならない。一人の命は地球よりも重いとさえされているのでございまして、その点についての何か新しい方策をお立てになる御意思はございせんでしょうか。

○總務府委員 文部省といたしまして、かような人命を預かります教育者の心構えといふものにつきまして、いろいろ指導事項を作りまして、これを先生方に十分徹底していくという努力をしなければならぬこと、これは当然だと存じております。何と申しまして子供を預かる先生方の心構えの問題が非常に大きな問題だと存じます。言葉をかえて申しますと、私はたびたび申しますが、子供に対する十分なる愛情をもって、これを見守っていくといふ、この真剣さと申しますか、それをつちかっていくことが一番大事なことであらうと考えております。教育者としての責任と子供に対する愛情、こういうものを徹底していく必要があると存じております。これらの点につきましても、従来とも地方の第一線の教育委員会等で直接の指導には當るわけでございますので、私どもそういう点は強調して参つておりますけれども、この点についてはなお御趣旨の存することを体して努力したいと思ひます。

○佐藤委員 辻原市君。○辻原委員 簡単に伺いたします。私は紫雲丸事件が起きた当時にも申し上げましたし、また夏休みの休暇が始まるその直前にも申し上げました。それは災害は紫雲丸事件に限ったことではない。修学旅行に限ったことではなくて、夏場は特に海に山に起る災害を未然に防止する対策の万全を期しておるかどうかということ、特に大臣、並びに事務当局にお伺ひしたことを思い出してはおりますが、そのことが杞憂ではなくて現実の姿になって現われましてこれを非常に残念に思ひます。そこでこの機会に私は二、三の点について特に大臣から明らかにしておいていただきたい点があるものであります。というのは、今度のこの事件は、今まで起つた幾つかの事件とは若干違つた、実に明白な問題でありまして、今度のこの事件は、二、三百名の生徒を動員して、計画的に海浜学校を開設して、しかもその海浜学校では所定の教育訓練を施すその最終日に起つたことであります。従つてこれは十分なる計画と十分なる準備とをもつて臨んでいなければならぬはずであります。その間に起つた問題だけにこれは先ほど大臣も言われましたがその責任の所在を明確にしなければならぬと思ひます。これは特に申し上げておきたい。

それからその責任の所在というものが、一体どこにあるのか。もちろん管理する当該学校の問題、あるいは監督に當つた指導体育教官等いろいろありますが、これを法律的に考えた場合、一体この種の事件が発生したときに対する——先ほど同僚山崎委員からもお話がありました。法律的に一体どういふ生徒、児童の死という最悪の事態に至らした責任と、起つたそのことに對して、少くとも何らかの慰謝、何らかの補償の方法を講じなければならぬ場合に、その責任の所在というものが一体どこにあるのか。今までの抽象的に言われている責任が一体どこにあるのかということ、これはたびたび追及されたが、そのことはいまだに厳密に推し進めていけば、その責任の所在を明らかにすることは可能である。

しかしもう一つ伺ひたいのは、こういった立場において、自後の責任は法律的にだれが負うのであるか。このことをこうした機会に明らかにする必要があると私は思ひます。これは今後この種の問題が起つたときに、絶えずあいまいにされる問題でありますので、この機会に大臣に明確におっしゃつておいていただきたい。現在の段階では、市の教育委員会は、一応計画認可した責任上、五万四千程度の慰謝方法を講じるというのであります。法的に市の教育委員会がその全責任を負うことになるのか。全責任を負つて、愛宕をなくした父兄の方々に、精神的、物質的にこたえるその責任を持つものであるかどうか、これらの点について一つ明らかにしておいてもらいたい。

○松村國務大臣 ただいままでのところ、それは、そういう慰謝の点については、きわめて不十分であり——不十分というよりそういう例はなかったと申してもいい場合が多かつたと思ひます。ですからそれではないかと申します。先ほどお答え申し上げた通りに、これらのことは、その地方なり国なりが責任を持って慰謝すべきものだと考えております。従ひましてただいま申し上げた先刻申し上げたようなわけで、いろいろ財政その他の都合もありまして、直ちにこれをやるというところはお約束は申しかねますけれども、漸次そういう施設をいたすべきものと思ひ得ておるわけでございます。

○辻原委員 地方なり国なりが責任を持つべきものと考えているというお話であります。これは事務当局からお伺ひをいたしましたけれども、どこがはっきり責任を持つてその慰謝に當るといふことは明確に出ないとは考えますが、それはあとで伺ひましょう。そこで大臣の今の御答弁において、これは精神的、物質的両面において国も当然その責任を分担すべきもの、こういうお考えがあつたことを私は非常にうれしく思うのであります。なぜ私がそういうことを申し上げるかといふと、今、津市というかなり大きな市の教育委員会が一応責任を持つというのであります。これがたまたま山間僻地の川で、こういう災害が起つたという場合、いなかのことであつたならば、そういう面においては一体どうかといへば、小さな町村においては、わずか程度の、そういう物質的な慰謝方法も講じられない状況にあると思ひます。そうすると、同じ生命をなくしながら、時と所を異に

すれば、その慰籍の方法がごとく違ひ、こういう問題が発生する。義務教育だといって、機会均等の教育を国が義務を課している。にもかかわらず、そこから起る問題については、取扱ひ不平等ということでは事済まないから、私は事故発生の問題について、その責任の所在を明らかにすると同時に、国もまたその責任を分担する。同時にその後の処理についても国が最終的責任を持つということが至当であらうと思ひます。そういう意味において、ただいまの大臣の答弁は、われわれとしては今後のこういう問題に対する幾ばくの精神的安堵と社会的不安を除去するという面において役立つというところを考へるべきであります。ただそれは具体的に、早急に着手しておやりいただかなければ、これもまた悪口を言うようであり、事故が起きたりならば通牒を発するということも、通一べんなことではないかという危惧を持つのであります。従つてこの点は再度大臣から、私はいかなる形態においてもおやりなさいということに申し上げませんけれども、ともかく究極の目的が果せるような、そういった制度の確立、国の財政的措置というものを早急にやっていたらいいというところを切望するわけであり、その他いろいろの事故をどうして防ぐかということについては、これは論じるだけでは事足りないのであります。従つてせめてもそういう点に対して、その責任の所在を明らかにできますように、今申しましたような方法を早急におとりなさる御決意があるかどうか、この点を重ねて大臣から伺いたいと思ひます。

○松村国務大臣 先刻申し上げました通りでありまして、今直ちにということはお約束は申しかねますが、財政の都合等々をよく話し合ひをいたしまして、そういう機会を得るために努力いたしたいと思ひます。

○佐藤委員長 関連して永山忠則君。

○永山委員 事故防止対策を文部省内におとりになる考へが、この問題に関連してございませうか。私は特に事故防止対策を文部省内でおとりいただくことを希望するものでございませう。これは、この問題は単に文部省だけの問題ではございませう。いわゆる児童の災害事故防止については運輸省関係あるいは厚生省関係等も深い関連を持つてゐるのであります。輸送能力の点あるいは衛生設備の点等、いろいろの点におきまして運輸、厚生、文部等関係当局とともに、児童の事故防止対策をとるということ、何らかの計画を立てていただきたいと思ひます。画を立っていただきたいと思ひます。画を立っていただきたいと思ひます。画を立っていただきたいと思ひます。

○松村国務大臣 その点につきましてはよく考慮をいたしまして、一日も早く実現するように努力をいたしたいと思ひます。

○永山委員 関連をいたしましてさらにお伺ひいたします。児童災害相互保険のようなものは、今学校でこれを實行いたしておるのが相当あります。文部当局ではその実施しておる学校の状態をよく御調査されて、たとえて申しますれば、一人当り年十円を学校の生徒が出しまして、市町村がさらに十円を出すというふうなことで、相互共済のような災害補償をいたしておるものが広島県においても相当ございまして、これが全面的に進んでおる

○松村国務大臣 先刻申し上げました通りでありまして、今直ちにということはお約束は申しかねますが、財政の都合等々をよく話し合ひをいたしまして、そういう機会を得るために努力いたしたいと思ひます。

るような状態でございませうので、これに対しては当局の方も十分御調査の上、先刻から御議論されておりますように、児童の災害補償に關しましては相互共済の思想を取り入れられまして、来年度これが予算に力を入れるというところに一段と思ひを深くしていただきたいと考へるのであります。さらに文部省の体育の關係の拡充強化に對しまして、来年度予算には一段と體育の關係を強化されて、そうして文部省内に體育課を設置して、體育一般に關して強い指導をされるという考へ方で来年度予算編成に留意を願ひたいということを第二点に考へております。

第三点は社會正義といひますか、社會主義高揚といふ点に對して一段の研究を全面的に進めるべく予算化を来年はされて、この社會正義、社會連帶の觀念の高揚、指導に當つて、予算的に努力を続けられたいということ、當局に要望したいのでございませう。

また持たねばならぬのでございませう。このことがございませうので、私は先刻も申しましたように、運輸關係あるいは厚生關係その他と総合的に事故防止に關して、文部省内で將來検討を続けられるということに特に要望いたしておく次第でございませう。この責任はちろん先生にございませう。この責任はちろん先生にございませう。この責任はちろん先生にございませう。

○松村国務大臣 お話しの通り體育行政は大きくまとめる時期にきていますと思ひます。それは文部省において一つ大きな機構を持ちたいと考へております。

それから次の社會正義、正義の高揚の指導等、それを十分やれというお話でございませう。今日社會の弛緩した状態はまさしくその通りでございませう。しかしながらこれをやりませうに單に道義というだけではびたりきませんので、これはいわゆる生活の改善、新生活運動と結びつけ、あるいは青少年の団體的訓練、スポーツの朗らかな精神、そういうものと裏表にして結びつけていけば、ほんとうに國民に浸透すると思ひます。それで、そういう形においてお話しの通りの締め直しをいたしたい。それにはことごとくいろいろの予算では足らぬことはもちろんでございませう。十分の予算をとつてやりたいと考へますが、それについてことしの実績が將來大きくやれるかやれぬかということになりますので、ことしのこれからやります新生活すなわち文部省においてやります社會教育と申しますか、青少年の訓練、これがことしとんと実績を上げて、そして社會もこれなら一つというところまで大きく成功をいたしたいと思ひます。事はことしの実績にかかると考へております。

○辻原委員 はなはだ恐縮であります。若干時間をいたしまして別の問題でこの機会に――非常に重要な問題でありますし、本国会の場合によれば最後の委員会にもなりますので、大臣の御意見をお聞きする時間がございませう。お伺ひをいたしておきたいと思ひます。それは過日の朝日新聞の第一面にも非常に大きく掲載されていた問題であります。すでに高等學校の教科改訂の問題が答申されて、文部省もそれを採用するような方針を示されて

でございませう。今日社會の弛緩した状態はまさしくその通りでございませう。しかしながらこれをやりませうに單に道義というだけではびたりきませんので、これはいわゆる生活の改善、新生活運動と結びつけ、あるいは青少年の団體的訓練、スポーツの朗らかな精神、そういうものと裏表にして結びつけていけば、ほんとうに國民に浸透すると思ひます。それで、そういう形においてお話しの通りの締め直しをいたしたい。それにはことごとくいろいろの予算では足らぬことはもちろんでございませう。十分の予算をとつてやりたいと考へますが、それについてことしの実績が將來大きくやれるかやれぬかということになりますので、ことしのこれからやります新生活すなわち文部省においてやります社會教育と申しますか、青少年の訓練、これがことしとんと実績を上げて、そして社會もこれなら一つというところまで大きく成功をいたしたいと思ひます。事はことしの実績にかかると考へております。

でございませう。今日社會の弛緩した状態はまさしくその通りでございませう。しかしながらこれをやりませうに單に道義というだけではびたりきませんので、これはいわゆる生活の改善、新生活運動と結びつけ、あるいは青少年の団體的訓練、スポーツの朗らかな精神、そういうものと裏表にして結びつけていけば、ほんとうに國民に浸透すると思ひます。それで、そういう形においてお話しの通りの締め直しをいたしたい。それにはことごとくいろいろの予算では足らぬことはもちろんでございませう。十分の予算をとつてやりたいと考へますが、それについてことしの実績が將來大きくやれるかやれぬかということになりますので、ことしのこれからやります新生活すなわち文部省においてやります社會教育と申しますか、青少年の訓練、これがことしとんと実績を上げて、そして社會もこれなら一つというところまで大きく成功をいたしたいと思ひます。事はことしの実績にかかると考へております。

おられますが、朝日新聞の記事によりますと、この高等学校の教科改訂に準備いたしまして、中学校小学校においても同様な教科改訂を行うような意思を文部省が持っているやに報道されておりますが、これは事実であるのかどうか、お伺いいたします。

○松村国務大臣 たいま考慮しておりますところは、高等学校のあの面だけでありまして、あの答申は中学校等との関連を予期いたしてきておるものではないのでありまして、将来のことは今ここでは何も申せません。研究もいたしておりますが高等学校の課程だけを変える、こういうことでやっておりますと私は考えておるのでございます。

○辻原委員 高等学校の教科改訂する今回の案は、従来の高等学校教科目の選択等から、それぞれのコースによつて教育を施していくいわゆるコース制を採用しているように私は思ふのであります。科目選択制からコース制に切りかえていく、そういう教科改訂を行うということになれば、これは単に教科の改訂という問題ではなくして、ひいては六・三制自体の根本問題にも影響してくる問題であると私は考えるのであります。特に影響する大きな問題といたしまして、一体そのことによつて学区制はどうなるのか、それから男女共学は一体どうなるのか、また六・三制の根本であるそれぞれの学制が、上級学校の進学のための予備校でなく、一つの、それ自体の完成教育を目ざしておるという考え方に立つならば、このコース制という考え方は、従来のそういう問題とをこわしてしまふ結果が生れてくると私は非常に心配するものであります。そういう点の影響を顧慮されて、なおかつそのコース制を採用する決心を大臣はなされたのかどうか。

その次に、これは今高等学校だけやるのである、その他の学制に影響を及ぼすものではない。そういうことは将来の問題であつて、何ら考えずにやつたとおっしゃられるが、全然関連性を持たないものであるかどうか。また将来、この種の改訂が中学校等に加えられるということが絶対ないか、この点を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○松村国務大臣 また昔のような制度に帰るのではないかと御心配も何ですが、そういうような考えでこれをやるというところは私は考えておりません。ただ実際の問題として、御経験も深いあなたからおわかりでしょうが、今は以前と違つて、農学校などもありません。そこで農村の必要として見ますと、農業教育をやはり高等学校において相当にやつてくれないと困るということは当然の要求でございますし、これを拒むわけにも参りません。商業教育も、また商業学校というものがなくなつて、高等学校にあわせられたい上、やはり同様の要望があるわけでございます。そういうような意味から申しますと、実際の必要からいたしまして、これらのことを考えざるを得ません。そうするにつきましては、この選択制などよりも、今度あの考えの方が実際のこれらのこととあわせてやるに都合がよいというふうなわけ合ひでありまして、そういう実際上の必要から見てあの改訂がよいのではないか、こういうふうに考えております。

ほかの大学もしくは中学校、小学校にも関連性を持たぬかというお尋ねでございます。これは関連性を持つことは肯定いたしますけれども、今直ちにこれをどうしようという段階に達しておりませんことは先刻申し上げた通りでございます。まずそういう必要を要求せらるる高等学校の課程を改正した方がよからう、こういう考え方でございます。

○辻原委員 多くをここで論ずる時間のないことをはなはだ残念に思ふのであります。この問題はきつめて重大であつて、ここで相当の御見解を承わつて、かつまたいろいろ意見の開陳をして論争しなければ問題の所在が明らかにならぬと思ふのであります。今大臣のお話なさつた、関連性はあるが今直ちに中学校その他の教科改訂をやることは考えていないというところは、これは私から申し上げればきつめて無責任な答弁であります。なぜかなれば、高等学校教科改訂を行つたとすれば、当然その高等学校への前提である中学校制度というものは、高等学校とのつながりにおいてそういう教育を施さなければ、六・三、三、四制の脈絡というものが全然切れてしまふ。同時に、大学教育も同じようなことが言える。だからこの六・三制の中においては、同じ思想、同じ考え方でもつてその制度と教科内容、教科課程というものが置かれなければ、一貫性がないわけである。極端に言えば、この高等学校の教科改訂を行なつて、一つの突破口を開いて、かつてのようなコース制を六・三、三制の上に導入しようという考えのあることは明瞭である。こう簡単

に片づけても誤まりでないと私は考へます。従来職業課程にしても、あるいは一般課程にしろ、あるいは全日ないし定時制、何ら差別なくして高等学校教育を行なつてきた。その中にこの種の改訂を取り入れるということは、そこに画期的な問題が出てくる。

私この機会に具体的に大臣に承わらば、一体コース制を採用する学校においては、文部省の示しているあの基準を私先ほど読んでみたのであります。A、B、C、D、E、こういう段階がある。私の学校は二つを採用する。Aの一般課程、それと今度は家庭科系統のコース、この二つだけをやりましようというところになり、隣りの高等学校では、家庭科のコースは採用しない、そのかわり農業コースを置いて一般コースは採用しなかつた、こういうことになりました。現在の学区制というものはどうなりますか。現在の学区制そのまゝを堅持してこのコース制を取つた教科改訂がスムーズに実施されるとお考えになるかどうか、あるいはいろいろの科目別に分けると、家庭科には男の子供が入れません。すると、今まで構成しておつたあの男女共学は一体どうなるのか、また一般コースのみ採用する高等学校というところになれば、大学との関係において一体どうなるか、この種高等学校はかつてのいわゆる旧制中等学校のように大学の予備校的性格が濃化しはしないか、こういう点についてすでに解決されておるのか、あければ随所にたくさん問題をはらんでおります。一体そういう点について解決された上でおやりなさつておるのかどうか、この点を大臣にお伺いいたします。

○松村国務大臣 いろいろの御議論はあろうと思ひますが、理論の筋を立てることもあつてございまして、けれども、現実の必要度、ことにこれも問題はありませんが、事実上において農業教育とかあるいは商業教育とかいうようなものが、その地方々々の必要に応じて非常に要求されておることも事実でございます。そういう意味合ひからいたしまして、できるだけむだのないようにいたすという現実の問題から、ああいう制度をとりまして、これが根本的に今日の教育の傾向を醸成し、必ずしも言い立てるまでもなくないじやなからうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○辻原委員 私は現在の選択制に欠陥がないとは申しませんが、これには多大の欠陥を包蔵しておることは事実であります。また大臣のおっしゃられた職業教育に対する高等学校の重要性、地域の要求、この点についても私は十分認めておるわけでありまして、しかしそのことは、こういう方式の教科改訂の問題で解決がつくのか、またその改訂以外の方法では解決がつかないのか。私に私見を申せば、職業課程を、あるいは職業教育を重視せよということであるならば、それ自体の問題として解決する方法があるものであります。現在置かれてある高等学校の一般教育、このことの性格を変えるようなやり方でもつて職業教育を重視するといふことではなしに、職業教育それ自体を重視するような方法があるに違ひない。そういう点についてはおわれわれは十分なる意見を持っております。またそういう点についての検討すべき点が多々あると思ふのであります。そ

の齒科技工士として四十五人の学生
いるそうですが、こういう問題につ
てどういう処置をされるのか、一言
だけ大臣からの御答弁をお願いし
たいのであります。

○松村國務大臣　実は、そのことは
非常に遺憾に思っております。先
刻こちらの委員会と文教委員会の
連合の会議をお開き下さいまして、
非常な御意見を得、また厚生文部
両当局者の間に意見のそごも一部
にはございまして、が、私も厚生大
臣にも打ち合せをいたして、その
点についてやはり原案の通りとい
うことで役所間においては話し合
いがつきましましたけれども、あ
ちらの

委員会で、あのような形に参議院の修正を認めるに至ったのであります。非常に遺憾に存するのでございまして、ただいまのところといたしましては、それで本会議を通りますならば、これは私といたして、いたし方はございませぬけれども、はなはだ不満であるということだけ申し上げておきたいと存じます。

○佐藤委員長　なお、科学技術法案等につきましては、いろいろ論議したい点もありますけれども、最終日にもなっておりますので、委員会も御承知のように法案の審議などあつて十分なこともできなかつたのですけれども、文教委員の方々は各氏とも非常に心配しておられまして、ぜひ善処方を願ひたいと思つております。

○佐藤委員長　国立及び公立の義務教育諸学校の児童生徒の災害補償に関する法律案を議題といたします。

いまして、これから提案理由の説明を簡単にお願いたします。山崎始男君。

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 補償並びに補装具の支給及び修理（第九条―第十八条）
- 第三章 補償の申請及び審査（第十九条―第二十条）
- 第四章 雑則（第二十一条―第二十八条）

附則 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廢疾及び死亡をいう。（文部省の権限）

第三条 文部省は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施に係る都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会及び市町村の教育委員会の事務に関し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受け、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

（実施機関）

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部（以下単に「国立の義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒の災害について、都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に関し、この法律並びにこの法律に基づく政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及び支払うこと。

三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限
2 前項第一号の認定の基準に関し必要な事項は、政令で定める。（国の損害賠償責任の免責）

第五条 国は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法（昭和二十二年法律第五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免れる。

（第三者に対する損害賠償の請求）

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その金額の限度において補償の義務を免れる。

（補償を受ける権利）

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒（以下単に「児童又は生徒」という。）が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けず。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養

費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その金額の限度において、この法律による補償は、行われない。（過失相殺）

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者（学校教育法第二十三条第一項に規定する保護者をいう。）の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

（補償の種類）

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 障害補償
- 三 遺族補償
- 四 葬祭補償
- 五 打切補償

（療養補償）

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかつた場合において療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものである。一 文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬劑又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送
（障害補償）

第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに身体障害が存する場合においては、政令の定めるところにより、障害補償として、その障害の程度に應じた金額を支給する。

（遺族補償）

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者

二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を

先にし父母の実父母を後にする。
4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償はその人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行ふ者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

(打切補償)

第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政令で定める金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割して支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならぬ。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

(補償具の支給及び修理)
第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補償具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査
(補償の申請)
第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をし

なければならぬ。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行方補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行方補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)
第二十一条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十二条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあった場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(時効)

第二十三条 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律に基く政令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第二十五条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(無料証明)

第二十六条 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

とする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(省令への委任)
第二十八条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)
2 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第八十二条の次に次の一号を加える。
十二の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

(教育委員会法の一部改正)
3 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二号を次のように改める。
二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律（昭和三十年

法律第 号)の施行に關すること。

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中(二)の次に次のように加える。

(二)国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律(昭和三十年法律第 号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害に對して、国の行う補償の実施に關する事務を行うこと。

○山崎(給)委員 提案理由を簡単に御説明いたします。

ただいま議題となりました、国立及び公立の義務教育諸学校の児童生徒の災害補償に關する法律案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

そもそも国家陸昌の共盤を教育に置かなければならぬことはもとより實言を要しないところであります。なかんづく義務教育のおよそ七百万人の児童、生徒のすやかな成長こそは、常に留意せねばならぬところであります。

す。さて義務教育に關しては、日本國憲法によれば「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。」と規定し、さらにまた「すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。」と規定して義務教育について特にその責務をうたつて、重視をしてゐるところであります。

しかるに最近、児童生徒の災害が種々報告されてゐます。楽しい修学旅行や遠足に不安を抱いて行かなければならないことは遺憾なことであり、義務教育の學校で起きた災害の処置が、父母の負担のままに放置されてゐることは、忍びないことであります。ここに於いて、児童生徒を災害から守るとともに、不幸にして災害を受けたならば直ちに迅速にして公正な補償を國家によつて行い、義務教育の健全な發達をはかるために、學校において生じた児童生徒の災害の補償を行うため本法律案を提出する次第でございます。

次に本法案の要旨を申し上げますと、まず第一に學校の管理下に發生した災害に對して迅速に國家補償を行うこと、第二に補償の種類は療養補償、障害補償葬祭補償、遺族補償、打ち切り補償とすること、第三に、第三者の責任によつて災害が起つた場合でも、國家が直ちに補償を実施して、その後國家が第三者に對して求償權を持つようになつてゐること等でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。なおこの法律案の補足説明をいたします。

ます。

第一に、この法律は、義務教育諸學校の管理下の災害は、義務教育の特殊性に基き國がこれに對する補償を行う責任を有するといふ立場に立っているものであり、かつこれにより義務教育の完全な遂行に資することを目的としてゐるのであります。

第二に、管理下とは義務教育諸學校の児童生徒が当該學校の教育または監督もしくは保護を受けている場合をいふのであります。具体的には政令に譲つてゐるのであります。

第三に、この法律による災害の補償は國家事務であつて文部省が最終責任者であります。公立の義務教育諸學校については、都道府縣の教育委員會が機關委任を受けてその補償を実施するものとされてゐるのであり、附則第四項の地方財政法の一部改正で、地方公共團體はその経費を負担する義務を負わぬ旨を規定してゐるのであります。

第四に、補償は金銭による補償としてあります。補償金額は療養補償については原則として完全に治癒するまでの治療費をみる。遺族補償等については中學を卒業して勤めに入つた労働者が業務上死亡したとき労働基準法で保障されてゐる金額に準ずることとしたしました。

第五に、この法律による補償は災害を受けた児童が社會保険による給付を受けることができる場合には、その補償を受けるべき限度において補償は行わないようにいたしました。

第六に、補償を受ける手続について申し上げますと、公立の義務教育諸學校の管理下で児童または生徒が災害を受けたときは、本人またはその遺族が文部省令で定める補償申請書を學校長及び市町村の教育委員會を経由して、都道府縣の教育委員會に提出し、委員會は政令で定める基準に照らして管下における災害かどうか判定を行い、給付金額を決定し補償金額を給付いたしますのであります。これに不服の場合は、文部大臣に審査の請求を行うことができ、さらに最終的には裁判所の判断を待つことになるのであります。国立の場合もこれに準じてあります。

校の管理下で児童または生徒が災害を受けたときは、本人またはその遺族が文部省令で定める補償申請書を學校長及び市町村の教育委員會を経由して、都道府縣の教育委員會に提出し、委員會は政令で定める基準に照らして管下における災害かどうか判定を行い、給付金額を決定し補償金額を給付いたしますのであります。これに不服の場合は、文部大臣に審査の請求を行うことができ、さらに最終的には裁判所の判断を待つことになるのであります。国立の場合もこれに準じてあります。

○佐藤委員長 御異議がなければ、さうに決定いたします。

なお小委員會の名称に關し、字句整理等につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じます。

○佐藤委員長 此の際お諮りいたします。當委員會は學校給食、教科書、国立大學、學校事務職員、義務教育諸學校の児童及び生徒の災害防止に關する各委員會を設置して、その審査を進めたいと存じます。なお閉會中審査の承認を得ました場合ただいまの小委員會をして、閉會中審査案件の審査に當らせることにはいたしたいと存じます。この五小委員會を設置するに御異議ありませんか。

次に、閉會中審査の承認を得ましたならば、委員派遣承認の申請を行いたいと存じます。委員派遣承認申請書の提出につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

○佐藤委員長 御異議がなければ、以上五つの小委員會を設置し、かつ閉會中審査の承認を得ましたときその案件の審査に當らせるとに決しました。

これにて本日の委員會を終了したいと存じます。暑いの中にもかかわりもせず、長い間委員諸君を初め専門員、調査員の諸君、委員部の諸君、速記者の諸君等もなかなか御苦勞であつたことと深く感謝いたしまして終りいたします。

○佐藤委員長 御異議がなければ、以上五つの小委員會を設置し、かつ閉會中審査の承認を得ましたときその案件の審査に當らせるとに決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。さう決しました。

これで散会いたします。

午後四時三十九分散会

〔参照〕

日本学校給食会法案（内閣提出）に
関する報告書
女子教育職員の産前産後の休暇中
における学校教育の正常な実施の確保
に関する法律案（参議院提出）に関
する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局